



経済産業省委託事業

ヨルダンにおける
模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2017年4月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

目次

1. はじめに	1
2. ヨルダンにおける模倣活動（counterfeit）の概要	4
3. ヨルダンの知的財産関連の法規、条約の概要	9
4. ヨルダンにおける知的財産保護関連の政府機関	36
5. ヨルダンの司法制度及び知的財産保護に関係する裁判所	45
(a) ヨルダンの司法制度	45
(b) 裁判所	47
6. 税関による知的財産エンフォースメント（執行）	51
(a) 準拠法	51
(b) 差止めの対象となる模倣品	51
(c) 税関での知的財産権の登録制度	51
(d) 差止請求手続	52
(e) 税関における情報共有（例えば、データベース）	55
(f) 税関による実際の水際取締り	55
(g) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案	56
7. 警察による知的財産エンフォースメント	57
(a) 準拠法	57
(b) 差止めの対象となる模倣品	57
(c) 摘発の手続	57
(d) 実際の警察の活動	57
(e) 刑事訴訟手続	58
(f) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案	59
8. ヨルダン規格・度量衡庁（JSMO）による知的財産エンフォースメント	60
(a) 準拠法	60
(b) 差止の対象となる模倣品	60
(c) 摘発（レイド）のための手続	60
(d) JSMO の実際の活動	63
(e) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案	64
9. 司法救済（民事訴訟）	65
(a) 準拠法	65
(b) 裁判手続、管轄権及び訴訟費用	65
(c) 証拠集め	65
(d) 損害賠償訴訟	66

(e) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案.....	66
10. ヨルダンにおける知的財産保護及び模倣対策に関する NPO 及 び NGO の概観.....	67
12. 知的財産の保護に関連する政府機関の連絡先.....	71
13. 参照先.....	73

1. はじめに

ヨルダン・ハシェミット王国は 12 の県（muhafazah／ムハーファザ）に分かれている。首都のあるアンマン県、ジャラシュ県、アルバルカ県、アザルカ県、アジュールン県、マダバ県、アカバ県、イルビド県、カラク県、タフィラ県、アルマフラク県、マアーン県である。

ヨルダンの県は、北部地域、中央地域及び南部地域の 3 つの地域のいずれかに位置している。3 つの地域による区分けは、面積又は人口によるものではなく、人口の中心地との地理的なつながりや距離によるものである。南部地域は、カラク県のモアブ山脈によって中央地域から分断されている。中央地域及び北部地域の人口の中心地は、ジェラシュ県の山脈によって地理的に分断されている。社会的に見ると、アンマン、サルト、ザルカ、マダバの人口の中心地は、1 つの大きな大都市圏を形成しており、これらの都市の経済交流はアンマンの影響を受けている。一方、ジェラシュ、アジュールン、マフラクといった都市は主にイルビドという都市の影響を受けている。

ヨルダンは現代的な交通網や通信網によって、隣国や世界的な市場との接続に優れており、地理的に中心的な位置にあるので、周辺地域のハブとなっている。国境はシリア、イスラエル、パレスチナ占領区域、サウジアラビア、イラクと接しており、エジプトにはフェリーで行くこともできる。

ヨルダンは中東・北アフリカ地域（MENA）の貿易と投資の中心である。特にイラクや湾岸市場では、貿易協定により、貿易の発展及び多角化のために最適な状況を作り出すこと、平等・互惠・非差別を謳う国際法に基づき、共通の利益のために商業的、経済的に協力を促進することを目指し、10 億人を超える消費者へのアクセスを提供している。ヨルダンは、その立地の恩恵を受け、あらゆる市場に進出することが可能となっている。

ヨルダン、アラブ諸国、米国、欧州連合（EU）、シンガポール、カナダ、トルコと自由貿易協定を締結している。また WTO に加盟しているため、ヨルダンの商品は、関税、輸入割当及び過度の規制を含む貿易障壁の引き下げの恩恵を受けている。

ヨルダンは、「レバントのビジネスの中心地」として現れた小国である。ヨルダンの自由市場経済は、1999 年にアブドゥッラー王が即位して以来、年間 7%の成長を遂げている。電力や天然資源については対外貿易に頼っている。

自由主義経済政策の実施により、ヨルダンは中東経済で最も競争力のある国の 1 つとなった。ヨルダンは、現代的な銀行制度を誇っており、多額の外国投資を呼び込んでいる。

商品は、アカバ港、空港又は以下のヨルダン本土の隣国諸国との国境を通過してヨルダンに入ってくる。

- 1- Alomary
- 2- Almudawarah
- 3- Alrumtha
- 4- Jaber
- 5- Alkaramah
- 6- Alshaikh Hussein Bridge
- 7- Mabar wadi alordon

商品がヨルダンに入ると、ヨルダン税関の検査官はコンテナ検査、出荷書類の確認を行い、疑義侵害品を税関局の知的財産保護部門に移送する。この部門は、商品の真贋確認のために関連する知的財産権の代理人に連絡を取る。

代理人は、正当な権利者に連絡を取り、権利者は、商品を差し押さえた上で模倣品の輸入者に対して刑事訴訟を提起するか、又は商品が真正品である場合には、積荷をリリースするかの判断を行う。

貨物に疑うところがないか、又は貨物が真正品であり、関連する全ての書類が適法に承認を受けたものであるときは、通関会社が貨物の最終仕向地に通関書類を作成する。税関が関税の見積もりを行い、適切に支払われると、貨物は通関申請に記載された仕向地に向けて直ちに送られる。梱包の必要な商品は、税関所 (customs stores) で梱包されるか、又は梱包のために輸入者に送付される。

貨物の取り換え又はヨルダン国内での積み替えが行われないようにするために密封されてトラックに保管されていたか、又は他のトラックに移された通過中の貨物については、税関は、通過中の貨物がヨルダン国外に輸送されるまで付き添う職員を2人以上派遣する。

2. ヨルダンにおける模倣活動（counterfeit）の概要

ヨルダンで侵害の対象となっている権利の多くは、商標、特許及び著作権である。

ヨルダンは、1972年7月17日に工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟して以来、知的財産関連法の大部分を改正し、侵害訴訟について定めることにより模倣品に関連する事件に対応し、次の法律に従って処罰を課している。

a) 商標法 1952年第33号

侵害とみなされる行為

第37条

1. 本法に基づき登録された商標又はその商標の模造であって、商標の登録に関する商品と同一の分類の商品に付されたものを使用する行為
2. 本条に基づきその使用が違反行為となる標章を付した商品を販売し、販売目的で保管し又は販売のために展示する行為
3. 本法に基づき他の者が適切に登録した標章を、その者が既に登録を取得している商品と同一の分類の商品の販売を促進する目的を果たすために使用する行為
4. 適切に登録された標章又はその他その模造の木製若しくは金属ブロック製のプレート、紋章（seal）、その他の表示を、商標の登録権者以外の者が、その者が既に登録を取得している商品と同一の分類の商品に関連して、当該標章若しくはその模造を使用することを可能にする目的で製造し、刻み込み、エンボス加工し、又は販売する行為
5. 登記事項又は文書が虚偽のものであることを知りながら、本法に基づき管理される登記簿に虚偽の登録を実施させる若しくは実施させようとする行為、文書を当該登記簿の登記事項の謄本であると偽って主張する行為若しくは主張させようとする行為、又は当該文書を証拠の裏付けとして作成、提出し、それを作成若しくは提出させようとする行為

罰則

第 38 条

詐取の意図をもって、次に掲げる行為をなし、若しくはなそうと企て、又は他人がそれを行うことを支援し若しくはこれを教唆する者は、1年以下の拘禁刑又は100ディナール以下の罰金刑、又はこれらの併科に処する。

b) 意匠法 2000 年第 14 号

侵害とみなされる行為

第 10 条 A

意匠の登録後、権利者は、商業目的で当該行為が行われる場合に、その同意を有さない第三者による意匠の付された物品の製造、輸入若しくは販売、又は複製物である又は実質的に複製物であるモデルの実施を禁止する権利を有する。

罰則

第 17 条 E

裁判所は、侵害の対象となっている製品、当該製品の製造に用いられた道具及び主な材料の差押えを命じることができる。また裁判所は、当該製品、道具及び材料の廃棄、又はその商業ルート外での使用を命じることにもできる。

c) 特許法 1999 年第 32 号

侵害とみなされる行為

第 32 条

1. 工業的使用又は商業的に実施する目的で、本法に基づき保護を受ける特許の主題を模倣する行為

2. ヨルダン王国で特許が登録されている場合には、特許の主題を模倣する製品を販売し、販売のために所持し、販売若しくは流通の申出をし、又は海外から輸入する行為
3. その者が特許若しくは自己の製品、商標、宣伝又は包装にそれを実施するためのライセンスを取得したと信じさせる紛らわしい表示を付す行為

罰則

第 32 条-A

悪意をもって、次のいずれかの行為をする者は、3 年以上 1 年以下の拘禁刑、又は 100 ディナール以上 3000 ディナール以下の罰金刑に処される。

d) 植物新品種保護法 2000 年第 24 号

侵害とみなされる行為

第 15 条

育種者は、品種の登録後には、商業的な利用のために保護の対象となる品種の種苗について、それを保護するために、自身の同意を得ていない他人が以下の行為をすることを禁ずる権利を有する。

1. 生産又は再生産（増殖）
2. 繁殖を目的とする条件付け
3. 販売の申出
4. 販売その他の市販活動
5. 輸出
6. 輸入

7. 本項に定めるいずれかの目的での貯蔵

罰則

第 29 条 - E

裁判所は、侵害を行った品種、及び保護の対象となる品種の侵害に主に使用された道具及び材料の没収を命じることができる。さらに裁判所は、その品種、材料及び道具の廃棄又はそれらの非商業目的での使用を命じることができる。

e) 著作権保護法 1992 年法第 22 号

侵害とみなされる行為

第 51 条

1. 模倣著作物又はその複製物について、それが模倣品であることを知っている場合、又はそれが模倣品であることを知る十分な理由若しくは証拠がある場合には、その販売の申出、流通若しくは賃貸、その何らかの方法での公表、又は多大な利益を実現するための使用、又は英国への持込、又は英国外への持ち出しをする者

罰則

第 51 条

- a) 3 ヶ月以上 3 年以下の拘禁刑及び 1000 ディナール以上 6000 ディナール以下の罰金刑又はこれらのいずれかを適用する。
- b) 本条第 a 項の定める犯罪のいずれかを反復した場合は、それを行った者には、拘禁刑の最高期間及び罰金刑の最高期間を言い渡す。この場合、裁判所は、1 年未満の期間について犯罪を行った機関の閉鎖、又は特定の期間若しくは恒久的に免許停止を判示することができる。

第 52 条

本法の第 38 条、第 39 条、第 41 条又は第 42 条の規定に違反する者は、500 ディナール以上 1000 ディナール以下の罰金刑に処される。かかる罰金刑の判示は、この者を当該条項に定められた規定の履行から免除するものではない。

3. ヨルダンの知的財産関連の法規、条約の概要

ヨルダン知的財産法

主な知的財産法

商標法 1952 年第 33 号及びその改正

ヨルダンは、1972 年 7 月 17 日から工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟している。ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの国際分類の第 9 版（ニース分類）は、産業貿易省にある商標局によれば、ヨルダンで正式に採択され、2008 年 11 月 14 日に発効した。この新たな商品及びサービスの国際分類の第 9 版の採択により、国際分類第 35 類から第 45 類においてサービス商標の保護が認められている。商品の各区分について個別の出願が行われなければならない。

商標出願の提出後は、登録可能性と先行する権利の存在が審査される。登録官により受理された商標出願は、公報において公開される。3 ヶ月の期間は、誰でも異議申立てを行うことができる。商標登録への異議申立ては、公開された日から 3 ヶ月以内に弁護士から登録官に対して行わなければならない。異議申立事案は、登録官のもとで解決されない場合、又はいずれかの当事者が登録官の判断に控訴する場合には、高等法院に付託される。異議申立てがなされない場合、商標登録証が交付される。

新法に基づく商標登録は、出願日又は優先日から 10 年間有効であり、10 年間ずつ更新することができる。1999 年 12 月 1 日までに登録された商標は、旧法に基づき効力（7 年又は 14 年間）を維持する。商標は 10 年ごとに更新される。新商標法は、1 年間の商標の更新の遅れを認めている。商標登録が保護期間の満了日後の猶予期間内に更新されない場合は、自動的に取り消されることになる。

更新しなかったことにより失効した標章の所有者は、失効日から 1 年以内であれば、その商標を再出願する独占権を有する。その他の利害関係者は、1 年の経過後であれば、その商標を出願することができる。

商標の譲渡は、商標が登録された後であれば、記録することができる。実際、登録簿に商標の譲渡が記録され、公報に公告されない限りは、第三者に対抗できない。

登録者の氏名又は住所への変更、商標の補正、登録の対象となる商品の限定も記録されなければならない。

出願のためにヨルダン国内での標章の使用は義務付けられておらず、また登録の効力維持のために必須とされない。しかしながら、商標登録は、当該商標が取消申請の直前の3年間に実際に使用されなかったこと、又は登録されている商標に関する商品又はサービスへの当該商標の善意での使用がなかったことを証明する利害関係者からの取消申立がなれた場合、取り消される可能性がある。

法律に基づき登録された商標、又は同一区分の商品及びサービスに付された当該商標を模倣した無断使用、模倣された標章を付した商品及びサービスの販売、販売目的での保管、又は販売のための展示、又は同一区分の商品及びサービスの無断での販売促進の目的に利用するための、法律に基づき適切に登録された標章の他人による使用は、ヨルダンの法律に基づき罰せられる違反行為である。

商品標章法 1953 年第 19 号及びその改正

(商取引表示の偽造) とは、商品の基本的な表示に関して正しくない取引表示を意味する。

特許法 1999 年第 32 号及びその改正

ヨルダンの新規性の要件は、絶対的な新規性を求めるものである。とはいえ、世界で最初に公開された日から起算して 12 ヶ月間の猶予期間が適用される。出願が行われると、特許法に定められている方式及び特許性の遵守に関する審査がなされる。

ヨルダンでは、優先権主張のためには最初の出願日から 12 ヶ月以内に、又は、優先権主張がされないときは、世界で最初に公開された日から 12 ヶ月以内に、出願されなければならない。

優先権が主張される場合、ヨルダン特許庁は、特許査定又は拒絶査定を出す前に、欧州の審査結果に依拠することになる。限られた場合であるが、特許庁が米国の審査結果に依拠することがある。

出願が許可されると、異議申立のために、出願の書誌データが公報に公告される。利害関係者は、公告から 3 ヶ月以内であれば、特許庁に特許の許可について異議を申し立てることができる。

ヨルダンにおける特許保護の期間は出願日から 20 年間であり、保護の存続期間を延長することはできない。出願は、出願年から始まる所定の年金を登録の時点までに納付しなければならない。毎年出願日に更なる年金を納付しなければならない。これらの年金の納付が遅れた場合には、6 ヶ月の猶予期間があり、罰金を支払う。

特許に対する権利は、承継又はライセンスにより譲渡、移転することができる。登録特許の譲渡は書面によりなされなければならない。譲渡は、公報で公告され、特許庁の関連記録に適切に記録されない限りは、第三者に対抗できない。

特許権の侵害は、ヨルダンの現行特許法の規定に基づき罰せられる。

特許により登録された特許権者に与えられる権利は、法律により定められた保護期間の経過、特許権の適法な譲渡、裁判所の最終判決、又は納付期限から 6 ヶ月以内の年金の不納付により失効する。

地理的表示法 2000 年第 8 号

地理的表示：商品の一定の品質、名声又はその他の特徴がその地理的出所に本質的に帰せられる場合に、ある商品が特定の国、ある国の地域又は領域に由来することを識別する表示。

第 3 条

何人も次の行為をすることを禁止される。

- 1) ある商品について、その商品の地理的原産地に関して公衆を誤認させる方法で、当該商品が実際原産地以外の地域に由来することを表示又は示唆する商品を指定又は提示する手段を使用すること。

- 2) 翻訳された又は（種類）（模造）などの添付された地理的表示を使用することを含め、当該商品が実際の実地の原産地以外の地域に由来することを表示又は示唆する方法でぶどう酒又は蒸留酒を特定する手段を使用すること。
- 3) 表示が文字通り正しくとも、製品の出所に関して公衆に誤った考えを形成し得る方法で地理的表示を使用すること。
- 4) 商業的及び工業的活動における誠実な慣行に反する不正競争を形成する地理的表示を使用すること。

不正競争及び営業秘密法 2000 年第 15 号

不正競争

第 2 条 - A

商業的及び工業的活動における誠実な慣行に反する競争行為であって、特に以下のものは、不正競争行為の 1 つとみなされる。

- 1) 本質的に、競合者の 1 つである主体、製品又は商業的若しくは工業的活動について混同を生じさせ得る活動
- 2) 取引を行う際に虚偽の前提を行うことにより、競合者の主体、製品又は工業的若しくは商業的活動のいずれかの信頼を損なうこと
- 3) 商取引において使用することにより、製品の性質、製造方法、特性、量及び使用のための入手可能性について公衆に誤認を生じさせるようなデータ又は前提
- 4) 製品の名声を損ない、製品の全般的な形状若しくは提示に関して混同を生じさせ、又は製品価格若しくはその計算方法の申告について公衆に誤認を生じさせる慣行

営業秘密

第 4 条 - A

本法の適用上、以下の特徴を有する場合は、営業秘密とみなされる。

- 1) 最終的な形態で又はその正確な構成要素について、通常であればこの種の情報を扱う集団内の個人に一般に知られていない又はそのような個人が容易に入手できないという意味において秘密であるもの
- 2) 秘密であるが故に商業的価値を有する。
- 3) 適法に当該情報の管理を行う者により該当する場合にはなされる、秘密に保持するための合理的な措置の対象となっていること

意匠法（2000年第14号）

ヨルダンではロカルノ協定に加盟していないものの、同協定の意匠の国際分類（32クラス）が実施されている。ヨルダンでは、意匠は、特許庁への登録を通じて保護される。

意匠登録出願が提出されると、登録官は、出願の方式審査を行う。登録官により受理された意匠登録出願は、公報で公開される。何人であれ、3ヵ月以内であれば、異議を申し立てることができる。異議がない場合、関連する登録証が交付される。

意匠法によれば、新規の意匠登録出願については、一切の年金又は維持費は不要であり、登録料は出願時に全額納付される。

意匠登録は、出願日又は優先日から起算して15年間有効である。ヨルダンの現行意匠法には、意匠に関して強制実施についての条項は存在しない。

登録意匠の権利侵害又は無断使用は、ヨルダンの現行意匠法に基づき罰せられる。

植物新品種保護法 2000年第24号

植物品種：植物界の植物階層（ヒエラルキー）は、群、階層（rank）、科、属、種、変種（品種）となっている。

品種：保護を受ける権利の付与に関する条件を完全に満たしているかにかかわらず、知られている最小の階層の単一の植物分類群内の植物群であって、遺伝子型又は遺伝子型の組合せに由来する特徴の発現により定義され、前記特徴の少なくとも一つの発現により他の植物群から識別され、その特徴のいずれも変更せずに繁殖への適合性について一単位とみなされるもの。

保護対象品種：本法の規定に従って登録されている品種

ヨルダンにおける植物品種の出願要件

- 1- 依頼人又は発明者の目的のための、ヨルダン領事館において正式に公証及び認証された宣誓供述書。特許権者（出願人）が発明者でない場合には、この様式には、発明者及び特許権者（出願人）により連署されていなければならない。この場合には、当該様式は譲渡証書の代わりにもなる。
- 2- ヨルダン領事館で正式に公証及び認証された委任状
- 3- 本国において対象となる植物品種の登録証の認証謄本又は原本並びにヨルダン領事館において正式に公証及び認証された技術審査結果
- 4- ヨルダン領事館において正式に公証及び認証された説明書（Description Card）
- 5- ヨルダン領事館において正式に公証及び認証された会社の商業登記の認証謄本
- 6- 優先権を主張する場合には、優先権書類の認証謄本
- 7- 植物品種のカラーコピー

商号法 2006 年第 9 号

ある者が、自身の商店を他人の商店と区別するために選択した名称であって、革新的な名称から、ある者の名前若しくは姓から、又はその者が行う取引若しくは活動の種類に関連するあらゆる追加から構成されるもの。

次に該当する者には、500 ディナール以上 1,500 ディナール以下の罰金が科される。

- a) 本法の規定に反する方法で他人が所有する商号を使用する者
- b) 公衆に誤認を生じさせる又は本法の規定に反する可能性のある方法で、自身の

所有する商号を使用する者

著作権法 1992 年第 22 号及びその改正

著作権法 1992 年第 22 号、1998 年、1999 年及び 2005 年のその改正は、ヨルダンにおける著作権及び隣接権の保護について規律している。

保護の対象となるのは、その種類、重要性又は目的にかかわらず、文学、美術及び科学の原著作物である。これには、書籍、スピーチ、演劇、楽曲、映画、応用美術、立体作品、コンピュータソフトウェアなど、書面、音、絵、写真、動画により表現される美術の著作物を含む。

著作物の保護を求めるヨルダンの発行者は、文化省の国立図書館に著作物の複製物 4 部を寄託する必要がある。著作物の保護期間は、作者の存命中及びその死後 50 年間である。実演家及びレコードの製作者の権利は 50 年間保護される一方で、放送機関の権利は 20 年間保護される。

文化省は、著作権者が発行したのでない場合、又はその相続人が書面により発行するよう伝えられてから 6 ヶ月以内にこれを行わない場合には、美術の著作物の発行を許可する権利を留保する。この場合、文化省は、著作権者又はその相続人に対して、公正な補償を与える。

法律の違反は、ヨルダン民事裁判所に訴追される。

ヨルダンは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟している。

○ 知財関連法規

- ◆ 民法 1976 年第 43 号
- ◆ 古代文化財保護法 1988 年第 21 号
- ◆ 労働法 1996 年第 8 号及びその改正
- ◆ 報道出版法 (Press and Publications Law) 1998 年第 8 号
- ◆ 関税法 1998 年第 20 号及びその改正

- ◆ 計量標準法 (Standards and Metrology Law) 2000 年第 22 号
- ◆ 仲裁法 2001 年第 31 号
- ◆ 電子取引法 2001 年第 85 号
- ◆ 視聴覚メディア法 2002 年第 71 号
- ◆ 反ダンピング及び反補助金規則 (Anti-dumping and Anti-Subsidies Regulation) 2003 年第 26 号
- ◆ 建築都市遺産保護法 (Protection of Architectural and Urban Heritage Law) 2005 年第 5 号
- ◆ 会社法 1997 年第 22 号及びその改正
- ◆ 民事紛争解決のための調停法 2006 年第 12 号
- ◆ 情報システム犯罪法 2010 年第 30 号
- ◆ 刑法 1960 年第 16 号及びその改正、最終改正は 2011 年の法律第 8 号による
- ◆ 電気通信法 1995 年第 13 号
- ◆ 報道出版法 (Press and Publications Law) 2012 年第 32 号

❖ **ヨルダンの規則**

- ◆ たばこ製品の展示に関する規則 2013 年第 73 号 (2013)
- ◆ 商標規範の改正規則 2010 年第 22 号 (2010)
- ◆ 商標に関する規則の改正規則 2009 年第 128 号 (2009)
- ◆ 商号に関する規則の改正規則 2007 年第 65 号 (2007)
- ◆ 2006 年商号に関する条例 (2006)
- ◆ 商号に関する規則 2004 年第 116 号 (2004)
- ◆ 視聴覚著作物の通関手続及び管理に関する改正規則 2004 年第 63 号 (2004)
- ◆ 集積回路の回路配置の保護に関する規則 2002 年第 93 号 (2002)
- ◆ 新植物品種の登録に関する規則 2002 年第 76 号 (2002)

- ◆ 意匠及びモデルに関する規則 2002 年第 52 号 (2002)
- ◆ 伝統的及び大衆の工芸品、産業及びその取引に関する規則 2002 年第 36 号
(Regulation No. 36 of 2002 on Traditional and Popular Crafts and Industries and their Trading) (2002)
- ◆ 特許に関する規則 2001 年第 97 号 (2001)
- ◆ 商標規範の改正規則 2000 年第 37 号 (2000)
- ◆ 知的財産権の保護のための国境措置に関する規則 2000 年第 7 号 (2000)
- ◆ 編集物の寄託に関する規約 1994 年第 4 号 (1994)
- ◆ 商標規則 1952 年第 1 号 (1952)

ヨルダンの加盟条約

特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 (2008 年 11 月 14 日)

この条約の主な特徴は、特許手続上微生物の寄託を容認し又は要求する締約国が、いずれかの「国際寄託当局」に対する微生物の寄託を、その当局が当該締約国の領域内又は領域外にあるかにかかわらず、特許手続上承認することである。

発明を開示していることが特許付与の要件である。通常、発明は説明書により開示される。発明に微生物又は微生物の使用が伴う場合、書面による開示であることはできず、開示は専門機関への微生物の見本の寄託によってのみ成就することができる。実務では、「微生物」という語は生物材料を含むように広義に解釈され、特に食品及び医薬品分野に関する発明について、開示の目的では、寄託が必要とされる。

この条約が、全ての締約国の国内特許庁及び広域特許庁（広域特許庁が同条約の効果を承認すると宣言している場合）の特許手続上、微生物をいずれかの「国際寄託当局」に寄託すれば十分であると定めているのは、保護を求めようとする各国への寄託の必要を排除するためである。欧州特許庁（EPO）、ユーラシア特許庁（EAPO）及びアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）がこのような宣言を行っている。

この条約が「国際寄託当局」と呼んでいるものは、微生物の保存能力を有する科学機関のことであり、通常は「培養株保存機関」である。このような機関は、WIPO 事務局長に

対し、それが所在する締約国により、その機関がこの条約の一定の要件を遵守し、今後も遵守し続けるだろうという趣旨の保証が行われることにより、「国際寄託当局」の地位を取得する。

2016年5月1日の時点での国際寄託当局は45カ所あり、英国に7カ所、韓国に4カ所、中国、イタリア、米国に3カ所、オーストラリア、インド、日本、ポーランド、ロシア連邦、スペインに2カ所、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、メキシコ、オランダ、スロバキアに1カ所であった。

この条約は、寄託者が複数の締約国において特許を出願している場合、寄託者にとって主に有利になるので、締約国の特許制度をより魅力のあるものに行っている。これは、同条約で定められている手続のもとでの微生物の寄託により、寄託者は節約し、安全性を高めることになるからである。節約になるというのは、その微生物に言及して特許出願を行っている全ての締約国に微生物を寄託する代わりに、一つの寄託当局にその寄託を一度するだけとなるからである。同条約が寄託者の安全性を高めるといえるのは、微生物の見本の寄託、承認及び提供について統一制度を確立するからである。

この条約は、予算制度については規定していないが、条約の締約国を構成員とする同盟及び総会を創設している。総会の主な任務は、条約に基づき出された規則の改正である。いずれの国もブダペスト同盟の構成国であることを理由として、WIPO 国際事務局への加盟料の納付又は「国際寄託当局」の設置を要請されることはない。

ブダペスト条約は1977年に締結された。

この条約は、工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）の締約国に対して開かれている。批准証書及び加盟証書は、WIPOの事務局長に寄託されなければならない。

標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

(2008年11月14日加盟)

ニース協定は、商標及びサービス標章の登録のための商品及びサービスの分類を定めている（ニース分類）。締約国の商標庁は、各登録との関連において、公式の文書及び出版物において、登録された標章の属する商品又はサービスの分類の区分の数を示さなければならない。

ニース分類は、商品については 34、サービスについては 11 の類別表並びに商品及びサービスのアルファベット順の一覧表で構成される。アルファベット順の一覧表には、11,000 品目ほどが含まれる。どちらの一覧表も、全ての締約国が代表される専門家委員会により定期的に修正及び補足される。現行版の分類は第 10 版で、2012 年 1 月 1 日に発効されたものである。

ニース協定の締約国は 84 カ国に過ぎないが、それ以外の 65 の国の特許庁、WIPO 国際事務局、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、ベネルクス知的財産庁（BOIP）及び欧州共同体商標意匠庁（OHIM）もこの分類を利用している。

ニース協定は、同盟を結成し、総会を有する。同盟を構成し、ニース協定のストックホルム法又はジュネーヴ法を遵守する同盟国は、総会のメンバーである。総会の最も重要な任務の中には、同盟の 2 年ごとに 1 回の計画及び予算を採択することである。

1957 年に締結されたこの協定は、1967 年にストックホルムで、1977 年にジュネーヴで改正され、1979 年に修正された。

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年）の締約国に対して開かれている。批准証書又は加盟証書は、WIPO 事務総長に寄託しなければならない。

標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定（2008 年 11 月 14 日加盟）

ウィーン協定は、図形要素から成る又はこれを含む表彰の分類（ウィーン分類）を設定している。締約国の所管庁は、表彰の登録及び更新に関連する公式の文書又は出版物の中でその標章の図形要素が属する分類のカテゴリ、ディビジョン、セクションの番号を表示しなければならない。

本協定に基づき設置された全ての締約国が代表される専門家委員会には、定期的に分類を改正する任務が託されている。現行（第7）版は、2013年1月から効力を生じている。

分類は、29のカテゴリ、145の区分、1,700ほどの類似群から成り、標章の図形要素はこれに分類される。

ウィーン協定の締約国は31カ国に過ぎないが、少なくともそれ以外の30の国の産業財産庁、WIPO国際事務局、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、ベネルクス知的財産庁（BOIP）及び欧州共同体商標意匠庁（OHIM）もこの分類を利用している。

ウィーン協定は、同盟を結成し、総会を有する。同盟を構成する同盟国は、総会のメンバーである。総会の最も重要な任務の中には、同盟の2年ごとに1回の計画及び予算を採択することである。

ウィーン協定は1973年に締結され、1985年に修正された。

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）の締約国に対して開かれている。批准証書又は加盟証書は、WIPO事務総長に寄託しなければならない。

WIPO 実演及びレコード条約（2004年2月24日加盟、5月24日施行）

WIPO 実演及びレコード条約（WPPT）は、特にデジタル環境における二種類の受益者、つまり①実演家（俳優、歌手、音楽家等）と②レコード製作者（音の固定に率先して取り組み、これに責任を有する個人又は法人）の権利を扱っている。この条約により実演者に与えられる権利のほとんどが実演者により固定されている、純粋に聴覚上の実演（レコードの対象）と関連しているため、これらの権利は同一文書で取り扱われる。

この条約は、実演家に関する限りは、実演家に対して、（動画のように視聴覚的に固定ではなく）レコードに固定されている実演家による実演に対して経済的権利（①複製権、②譲渡権、③貸与権、④利用可能化権）を与えている。

複製権とは、あらゆる方法又は形式で、レコードを直接又は間接に複製することを許諾する権利である。

譲渡権とは、レコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する権利である。

貸与権とは、締約国（1994年4月15日以降、当該の貸与に関して衡平な報酬の制度を有している国を除く）の国内法で定められたように、レコードの原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する権利である。

利用可能化権とは、レコードに固定されている実演について、有線又は無線の手段により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において公衆が固定されている実演を利用することができるように許諾する権利である。この権利には、特に、インターネットにより、オンデマンド及びインタラクティブに利用可能なものを含む。

この条約は、固定されていない実演に関して、実演家に対して、①放送権（再放送の場合を除く）、②公衆に伝達を行う権利（実演が放送実演である場合を除く）、③固定する権利を与えている。

さらに条約は、実演家に対して、人格権（実演家として認識されることを主張する権利及び自己の声望を害するおそれのある変更、切除その他の改変に対して異議を申し立てる権利）も与えている。

レコードの製作者に関しては、条約は、レコードの製作者に対して、そのレコードに対する経済的権利（①複製権、②譲渡権、③貸与権、④利用可能化権）を与えている。

複製権とは、あらゆる方法又は形式で、レコードを直接又は間接に複製することを許諾する権利である。

譲渡権とは、レコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する権利である。

貸与権とは、締約国（1994年4月15日以降、当該の貸与に関して衡平な報酬の制度を有している国を除く）の国内法で定められたように、レコードの原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する権利である。

利用可能化権とは、有線又は無線の手段により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において公衆がレコードを利用できるような方法で、公衆がレコードを利用することができるように許諾する権利である。この権利には、特に、インターネットにより、オンデマンドで、インタラクティブに利用可能なものを含む。

この条約は、実演家及びレコード製作者には、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて単一の衡平な報酬に対する権利があると定めている。もっとも、締約国は、条約に留保を行っていることを条件として、この権利を制限し又は否定することができる。締約国が留保を行っている場合及びその範囲において、他の締約国は、留保を行っている締約国の国民に対して内国民待遇を認めないことを許可することができる（「相互主義」）。

制限及び例外に関して、WPPT 第 16 条は、その適用範囲を全ての権利に拡大した上で、ベルヌ条約第 9 条（2）に定めるものと同一の制限及び例外を判断するためのいわゆる「3ステップ」テストを取り込んでいる。付随する合意陳述書は、ベルヌ条約に従った国内法が設定するものと同一の制限及び例外を、デジタル環境にも拡大して適用できることを定めている。締約国は、デジタル環境に適した例外及び制限を新規に考案することができる。「3ステップ」テストの条件が満たされる場合には、既存の又は新規に創設される制限及び例外の適用が認められる。

保護の存続期間は、50 年以上としなければならない。

この条約に定める権利の享受及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。

この条約は、締約国に対し、この条約に基づく権利の行使に関連して実演家又はレコード製作者が用いる技術的手段（例えば、暗号化）の回避を防ぐための法的救済、並びに実演家、実演、レコード製作者及びレコードそのものを特定する一定の情報の表示など、当該権利の管理（例えば、ライセンス供与、ロイヤリティの回収及び分配など）に必要な情報（「権利管理情報」）を除去し又は改変するための法的救済について定めるよう義務づけている。

この条約は、締約国に対し、自国の法制度に従って、この条約の適用を確保するために必要な措置を採用することを義務づけている。特に、各締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置が採られることを可能にするため、国内法令において権利行使のための手続を利用できるように確保しなければならない。このような措置には、侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害の抑止となる救済措置を含まなければならない。

この条約は、条約の存続及び発展に関する問題を取り扱うことを主な業務とする締約国総会を設置する。条約は、WIPO 事務局に条約に関する管理業務を委託している。

この条約は 1996 年に締結され、2002 年に発効された。

この条約は、WIPO の締約国及び欧州共同体に対して開かれている。この条約により設置された総会は、他の政府間機関が締約国となることを承認するかについて決定することができる。批准証書及び加盟証書は、WIPO 事務局長に寄託しなければならない。

WIPO 著作権条約（2004 年 4 月 27 日加盟）

WIPO 著作権条約（WCT）は、デジタル環境における作者の著作物及び権利の保護について取り扱うベルヌ条約に基づく特別協定である。締約国（ベルヌ条約を批准していない国であっても）は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1886 年）の 1971 年の（パリ）法の実体規定を遵守しなければならない。

さらに、WCT は、著作権により保護される 2 つの主題に言及している。すなわち、①その表現の方式又は形式を問わないコンピュータ・プログラム、②その形式を問わず、素材の選択又は配列によって知的創造物を形成するデータ又はその他の素材の編集物（「データベース」）である（知的創造物を形成しないデータベースは、この条約の適用範囲外となる）。

作者に付与される権利については、ベルヌ条約により承認されている権利以外に、この条約は、①譲渡権、②貸与権及び③より広い公衆伝達権も与えている。

譲渡権とは、販売その他の譲渡により公衆への著作物の原作品及び複製物の供与を許諾する権利である。

貸与権とは、①コンピュータ・プログラム（コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合を除く。）、②映画の著作物（ただし、商業的貸与が当該著作物に関する排他的複製権を著しく侵害するような広範な複製をもたらす場合に限る。）、③レコードに具現化された著作物であって締約国（1994 年 4 月 15 日以降、そのような貸与に関

して衡平な報酬の制度を実施している国を除く。)の国内法令で定めるもの、の3種類の著作物の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する権利である。

公衆伝達権とは、「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような方法で著作物を公衆に供与することを含む」有線又は無線の方法による、公衆への伝達を許諾する権利である。この引用符をつけた表現は、特に、インターネットによるオンデマンド及びインタラクティブな伝達を含む。

制限及び例外に関して、WCT 第 10 条は、その適用範囲を全ての権利に拡大した上で、ベルヌ条約第 9 条 (2) に定めるものと同一の制限及び例外を判断するためのいわゆる「3ステップ」テストを取り込んでいる。WCT に付随する合意陳述書は、ベルヌ条約に従った国内法が設定するものと同一の制限及び例外を、デジタル環境にも拡大して適用できることを定めている。締約国は、デジタル環境に適した例外及び制限を新規に考案することができる。「3ステップ」テストの条件が満たされる場合には、既存の又は新規に創設される制限及び例外の適用が認められる。

期間について、保護の存続期間は、いずれの著作物についても、50 年以上としなければならない。

この条約に定める権利の享受及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。

この条約は、締約国に対し、条約に基づく権利の行使に関連して著作者が用いる技術的手段 (例えば、暗号化) の回避のための法的救済、並びに著作物又はその著作者を特定する一定の情報など、当該権利の管理 (例えば、ライセンス供与、ロイヤリティの回収及び分配など) に必要な情報 (「権利管理情報」) を除去し又は改変するための法的救済について定めるよう義務付けている。

この条約は、各締約国に対し、自国の法制度に従って、条約の適用に必要な措置を採用することを義務づけている。特に、各締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置が採られることを可能にするため、国内法令において権利行使のための手続を利用できるように確保しなければならない。このような措置には、侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害の抑止となる救済措置を含まなければならない。

この条約は、条約の存続及び発展に関する問題を取り扱うことを主な業務とする締約国総会を設置する。この条約は、WIPO 事務局に条約に関する管理業務を委託している。

この条約は 1996 年に締結され、2002 年に発効された。

この条約は、WIPO の締約国及び欧州共同体に対して開かれている。この条約により設置された総会は、他の政府間機関が締約国となることを承認するかについて決定することができる。批准証書及び加盟証書は、WIPO 事務局長に寄託しなければならない。

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1999 年 7 月 28 日加盟）

ベルヌ条約は、著作物とその著作者の権利の保護を扱っている。ベルヌ条約は、3つの原則を基礎においており、付与されるべき最小限の保護について判断する複数の規定と、開発途上国がその利用を希望する場合に利用することのできる特別条項を含んでいる。

- (1) 3つの基本原則は以下のとおり。
 - a) 締約国のいずれかを本国とする著作物（すなわち、本国の国民を著作者とする著作物、又は本国において最初に発行された著作物）に関しては、他の締約国においても、自国民の著作物に与えるものと同一の保護を与えなければならない（「内国民待遇」の原則）。
 - b) 保護は、いかなる方式の遵守をも条件として課してはならない（「自動的な」保護の原則）。
 - c) 保護は、著作物の本国における保護の存続とは無関係とする（保護の「独立」の原則）。ただし、締約国がこの条約に規定されている最小保護期間よりも長い期間を定めており、著作物が本国において保護されなくなる場合は、本国における保護が終了した後は、保護を拒否することができる。
- (2) 保護の最小限の基準は、保護の対象となる著作物及び権利、並びに保護の期間に関連するものである。

- a) 著作物に関しては、保護の対象には、「表現の方式又は形式を問わず、文芸、学術及び美術の領域に属するすべての製作物」（同条約第 2 条(1)）を含まなければならない。
- b) 一定の許容される留保、制限又は例外に服するものの、次のものが、排他的許諾権として認識されなければならない。
- 翻訳権
 - 著作物の翻案及び編曲を行う権利
 - 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物を上演・演奏する権利
 - 公に文学的著作物を朗読する権利
 - 当該著作物の実演の公衆伝達権
 - （締約国が許諾権の代わりに単なる衡平な報酬に対する権利を定める可能性のある）放送権
 - あらゆる方法又は形式による複製権（一定の場合に、締約国は、許可なしの複製を許可することができる。ただし、複製が著作物の通常の実施に抵触せず、また著作者の正当な利益を不合理に害さないことを条件とする。締約国は、録音又は録画の場合、衡平な報酬に対する権利について定めることができる。）
 - 視聴覚著作物の基礎として著作物を使用する権利及びその視聴覚著作物の複製、譲渡及び公の実演又は公衆への伝達に対する権利

この条約は、「人格権」、つまり、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作者の名誉又は声望を害する恐れのある著作物の変更、切除その他の改変又はそれに関連するその他の侵害行為に対して異議を申し立てる権利も定めている。

- c) 保護の期間については、著作者の死後 50 年が満了するまで保護されなければならないというのが一般規則である。もっとも、この一般規則に対す例外がある。無名又は変名の著作物の場合、保護期間は、当該著作物が適法に公衆に提供されたときから 50 年で満了する。ただし、変名がその著作者を示すことについて疑いがない場合又は著作者がその期間内にその著作物

の著作者であることを明らかにする場合は、該当しない。後者の場合には、一般規則が適用される。視聴覚（映画）著作物の場合、保護の最低期間は、当該著作物を公衆の利用に提供して（「公開」）から又はそのような出来事がない場合には、著作物が創作されてから 50 年である。応用美術の著作物及び写真の著作物の場合は、最低 保護期間は、当該著作物が創作されてから 25 年である。

- (3) ベルヌ条約は、経済的権利に対する一定の制限及び例外を認めている。それは、つまり著作権者の許諾なしに、かつ対価を支払わずに保護の対象となる著作物を使用できる場合のことである。こうした制限は、一般に著作権保護の対象となる著作物の「自由な利用」と呼ばれ、第 9 条 (2) (特別の場合の複製)、第 10 条 (授業用に説明することによる著作物の引用及び利用)、第 10 条の 2 (時事問題の報道目的での新聞紙又は同様の記事の複製及び著作物の使用)、第 11 条の 2 (3) (放送目的での一時的記録)に定められている。
- (4) また、この条約のパリ法の附属書は、教育活動と関連して、一定の場合に著作物の翻訳及び複製について強制実施権を許諾することを開発途上国に認めている。このような場合、当該の利用は、権利者の許諾を得ずに、ただし法令で所定の報酬を支払って行うことが認められる。

ベルヌ同盟は、総会及び執行委員会を有する。この同盟に加盟しており、少なくともストックホルム法の管理規定及び最終規定を遵守する国であれば、総会構成国となる。執行委員会の構成国は、職権上の構成国であるスイスを除き、同盟の構成国の中から選出される。

ベルヌ同盟に関する限りでは、WIPO 事務局の 2 年計画及び予算の策定は総会の業務である。

ベルヌ条約は 1886 年に締結され、1896 年にパリで、1908 年にベルリンで改正され、1814 年にベルンで完成され、1928 年にローマで、1948 年にブラッセルで、1967 年にストックホルムで、1971 年にパリで改正され、1979 年に修正された。

この条約はすべての国に開かれている。批准証書又は加盟証書は、WIPO の事務局長に寄託されなければならない。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）により、内国民待遇、自動保護及び保護の独立の各原則は、ベルヌ条約に加盟していない世界貿易機関（WTO）の加盟国も拘束する。さらに TRIPS 協定は、「最恵国待遇」の義務を課している。最恵国待遇では、WTO 加盟国が別の国の国民に認めている利益が全ての WTO 加盟国の国民にも認められなければならない。TRIPS 協定の適用の先延ばしの選択可能性は、内国民待遇及び最恵国待遇義務には適用されないことに留意する必要がある。

TRIPS 協定のもとでは、コンピュータ・プログラム、一定の条件下では視聴覚著作物に関して排他的貸与権が認められなければならない。

TRIPS 協定のもとでは、自然人の存命期間以外に基づき算定される保護の存続期間は、著作物が最初に許可を得て出版されてから 50 年以上、又は、出版が行われていない場合には、著作物の制作から 50 年以上でなければならない。もっとも、この規則は、写真の著作物又は応用美術の著作物には適用されない。

ベルヌ条約に加盟していない WTO 加盟国が同条約の人格権の規定に拘束されない場合を除き、WTO 加盟国は、ベルヌ条約に加盟していない国であっても、ベルヌ条約の実体法規定を遵守しなければならないことに留意する必要がある。

工業所有権の保護に関するパリ条約（1972 年 7 月 17 日加盟）

パリ条約は、最も広義に解釈した工業所有権に適用される。これには、特許、商標、意匠、実用新案（一部の国の法令では一種の「小特許」として定められている）、サービス・マーク、商号（工業又は商業活動を行う際に用いられる名称）、地理的表示（原産地表示及び原産地名）及び不正競争の防止を含む。

この条約の実体規定は、内国民待遇、優先権、一般規則の 3 つのカテゴリに分類される。

- (1) 内国民待遇に関する規定により、この条約は、工業所有権の保護に関し、各締約国が、他の締約国が内国民に対し与えるものと同一の保護をその締約国の国民に対して与えなければならないと定めている。締約国でない国の国民であっても、その者がいずれかの締約国に居所を有し又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する場合には、この条約に基づく内国民待遇を受ける権利を与えられる。
- (2) この条約は、特許（及び存在する場合は実用新案）、商標及び意匠について優先権を定めている。この権利は、締約国のいずれかにおいて通常の手続によりなされた最初の出願を基礎として、出願人は一定の期間内（特許及び実用新案については12 ヶ月、意匠及び商標については6 ヶ月）であれば、他の締約国のいずれかにおける保護を出願することができるということを意味する。これらの事後的な出願は、最初の出願と同日に出願されたものとみなされる。換言すれば、これらの出願は、それと同じ発明、実用新案、商標又は意匠について当該期間の間に他人が行った出願に対して優先される（このため「優先権」と表現される）。さらに、これらの事後的な出願は、最初の出願を基礎としているので、その間に起こるいかなる出来事（発明の公開、商標の付された物品又は意匠の取り込まれた物品の販売など）の影響も受けない。この規定の実用面での大きな利点の一つは、複数の国で保護を求めようとする出願人が全ての出願を同時に提出することを要せず、どの国で保護を求めようとするのかを決定し、保護を確保するために必要な措置を当然の注意を払って準備する期間として6 ヶ月又は12 ヶ月あるという点である。
- (3) この条約は、全ての締約国が従わなければならない一般規則を定める。最も重要なものは、以下のとおり。
- a) **特許。** 同一の発明について別の締約国で取得した特許は、相互に独立したものとする。ある締約国において特許が付与されたからといって、別の締約国が特許を付与することは義務付けられない。また他の締約国で拒絶され、無効化され又は消滅したことを理由として、いずれの締約国においても特許を拒絶し、無効化し又は消滅させることはできない。

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって取得される物が国内法令上の制限又は制約を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

特許により与えられた排他的権利から生じ得る濫用を阻止するために、強制実施権を付与する法的措置を講じる各締約国は、一定の条件に基づく場合に限りこれを行うことができる。強制実施権（特許所有者ではなく、関係国の公権力により許諾された実施権）の付与は、特許発明が実施されず又は実施が十分でないことを理由としては、特許が与えられた日から 3 年又は特許出願の日から 4 年が満了するまでは請求することができないものとし、また特許権者がその不作為につきそれが正当であることについて正当な理由を示した場合には、拒絶されなければならない。さらに強制実施権の付与では、濫用を阻止するのに十分でなかった場合を除き、特許権を失効させることはできない。濫用を阻止するのに十分でなかった場合には、特許権失効のための手続を提起することができるが、最初の強制実施権が許諾されてから 2 年が経過していなければならない。

- b) **商標。** パリ条約は、商標の出願及び登録の条件については規律していない。これについては各締約国が国内法令により決定する。したがって、締約国の国民が出願した商標の登録出願については、出願、登録若しくは更新が本国で効力を生じていないことを理由として、拒絶することはできないし、また登録を無効化することもできない。ある締約国で取得された商標の登録は、本国を含め他の国における登録の可能性とは関係ない。したがって、ある締約国における商標の登録は、本国を含め他の国において登録される可能性とは独立している。よって、ある締約国における商標登録が失効又は無効化したとしても、他の締約国における登録の有効性には影響を与えない。

本国において正規に登録されている商標は、請求によって、その最初の形態により他の締約国に出願を受領され、保護を受けられなければならない。とはいえ、商標が第三者の既得権を侵害するようなものである場合、識別性を有しないものである場合、道徳又は公の秩序に反するものである場合、又は公衆を欺くようなものである場合など、特定の場合には登録が拒絶されることがある。

締約国において、登録商標の使用が義務付けられている場合には、合理的な期間が経過するまでは、不使用により登録を取り消すことはできず、当該期間の経過後は、その権利者がこの不作為について正当であることを示すことができない場合に限り、取り消される。

各締約国は、同一若しくは類似の商品について使用され、その締約国においてその権限のある当局が広く認識されており、この条約の利益を受ける者に既に帰属すると認める商標の複製、模倣若しくは翻訳であって混同を生じさせるものの登録を拒絶し、その使用を禁止しなければならない。

同様に各締約国は、WIPO 国際事務局を通じて通知されている場合は、締約国の紋章、国章及び公の記号及び印章から構成され又はこれを含む標章を登録することを拒絶し、許可なく使用することを禁止しなければならない。

団体商標は、保護が認められなければならない。

- c) **意匠。**意匠は、各締約国において保護されなければならない。また保護が、その締約国において当該意匠の組み込まれた物品が製造されていないという理由で、喪失することはない。

- d) **商号。** 商号については、その商号を出願又は登録する義務を生じさせることなく、各締約国において保護されなければならない。
- e) **原産地表示。** 各締約国は、商品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人の身元に関し直接又は間接に虚偽の表示が利用されることに対し、措置を講じなければならない。
- f) **不正競争。** 各締約国は、不正競争から有効に保護をしなければならない。

この条約により設立されたパリ同盟は、総会及び執行委員会を有する。この同盟に加盟しており、少なくともストックホルム法（1967年）の管理規定及び最終規定を遵守する国であれば、総会の構成国となる。執行委員会の構成国は、職権により構成国となっているスイスを除き、同盟の構成国の中から選出される。パリ同盟に関する限りでは、WIPO事務局の2年計画及び予算の策定は総会の業務である。

パリ条約は1883年に締結され、1900年にブラッセルで、1911年にワシントンで、1925年にヘーグで、1934年にロンドンで、1958年にリスボンで、1967年にストックホルムで改正され、1979年に修正された。

この条約は全ての国に開かれている。批准証書又は加盟証書は、WIPO事務局長に寄託しなければならない。

世界知的所有権機関を設立する条約（1972年7月12日加盟）

世界知的所有権機関（WIPO）の設立文書であるWIPO条約は、1967年7月14日にストックホルムで署名され、1970年に発効され、1979年に改正された。WIPOは政府間組織であり、1974年に国連の組織体制の専門機関の一つとなった。

WIPOの起源は、1883年に工業所有権の保護に関するパリ条約が、そして1886年に文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が締結されたときに遡る。両条約とも

「国際事務局」の設置を規定していた。2つの事務局が1893年に統合され、WIPO 条約により1970年に世界知的所有権機関に置き換えられた。

WIPO の2つの主要目的は、①全世界にわたって知的所有権の保護を促進すること、及び、②管理に関して、WIPO が管理する条約により設立された知的財産同盟国間の協力を確保することである。

これらの目的を達成するため、WIPO は、同盟国の管理業務を行うほか、いくつかの活動を引き受けている。これには、①国際条約の締結を通じた知的所有権の保護及び行使のための規範及び基準の設定に伴う規範的活動、②同盟国への知的所有権の分野における法律及び技術に関する援助に伴う計画活動、③特許、商標及び意匠の文書化に関する産業財産権庁間の協力を伴う、国際分類及び標準化活動、④発明特許及び商標及び意匠登録に関する国際出願に関連する業務を伴う登録及び出願活動を含む。

WIPO への加盟は、次のいずれかの条件を満たす同盟国及びその他の国に開かれている。すなわち、①その国が国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国であること、②その国が国際司法裁判所規程の当事国であること、又は③その国が、一般総会によりこの条約の締約国となるよう招請された国であること、である。WIPO への加盟によって、WIPO の管理するその他の条約に関して義務が生じることはない。WIPO への加盟は、WIPO 条約への加盟証書を WIPO 事務局長に寄託することによって行われる。

WIPO 条約は、WIPO 一般総会、WIPO 会議、WIPO 調整委員会の三つを主要機関として設置している。WIPO 一般総会は、いずれかの同盟の構成国でもある WIPO 加盟国から構成される。その主な任務は、とりわけ、調整委員会の指名に基づいて事務局長を任命すること、事務局長の報告及び調整委員会の報告及び活動を検討し承認すること、同盟共通の2年予算を採択すること、機関の財政規則を採択することである。

WIPO 会議は、WIPO 条約の締約国で構成される。WIPO 会議は、とりわけ、条約の改正を採択する所轄機関である。WIPO 調整委員会は、パリ同盟の執行委員会及びベルヌ条約の執行委員会の構成国の中から選出された構成国によって構成される。その主な任務は、同盟の内部機関、一般総会、会議及び事務局長に対し、これらの期間に利害関係のある全ての管理上及び財政上の事項についての助言を与えることである。また一般総会の議事日

程案や会議の議事日程案の作成も行う。必要に応じて、調整委員会は、一般総会による事務局長の任命のため、候補者を指名する。

WIPO の通常予算の主な財源は、国際登録及び出願サービスの利用者の支払う手数料と同盟国政府が支払う分担金である。各同盟国が 14 の等級の一つに属し、その等級によって分担金額が決まる。等級 I は、分担金額が最も高く 25 単位の支払いを伴う一方で、等級 *Ster* は、分担金額が最も低く、1 単位の 32 分の 1 の支払いを伴う。加盟国が 1993 年に採択した統一分担金制度により、各加盟国の分担金額は、その加盟国が WIPO だけに加盟しているか、一つ以上の同盟だけに加盟しているか、WIPO と一つ以上の同盟に加盟しているかにかかわらず、同額となっている。

機関の事務局は、国際事務局と呼ばれている。国際事務局の局長は、事務局長であり、WIPO 一般総会により任命され、二人以上の事務局次長の補佐を受ける。

機関の本部はスイスのジュネーブに置かれている。機関は、ブラジル（リオデジャネイロ）、日本（東京）、シンガポール（シンガポール）、米国（ニューヨーク）、中国（北京）、ロシア（モスクワ）に外部事務所を有している。

機関は、その目的の達成及び任務の遂行のために国際機関とその職員に与えられる特権及び免除を享有し、その趣旨でスイス連邦との間で本部協定を締結している。

特許協力条約（2017年3月9日加盟）

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、1つの出願書類を条約に従って提出することによって、PCT加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を得られる出願制度である。ヨルダン、2017年3月9日に152番目のPCT加盟国となった。ヨルダンでは、2017年6月9日にPCTが発効する予定である。

知財関連の二国間条約（締約国について条約の施行日）

- 投資の促進及び保護に関するカナダとヨルダン・ハシエミット王国間の協定（2009年12月14日）

- 投資の相互奨励及び保護に関する米国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府間の条約（2003年6月13日）
- 欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国とヨルダン間の自由貿易協定（2002年9月1日）
- 欧州委員会－ヨルダン欧州地中海協定（2002年5月1日）
- 米国とヨルダン間の自由貿易地域（2001年12月17日）
- 投資の相互奨励及び保護に関するヨルダン・ハシェミット王国政府とアルジェリア民主人民共和国との間の協定（1997年6月5日）

4. ヨルダンにおける知的財産保護関連の政府機関

財務省ヨルダン税関知的財産保護部門

ヨルダン税関は、保護される知的財産権の行使において重要な役割を担っている。そのため、知的財産権保護について権限のある機関を代表する税関の知的財産権保護部のもとに専門部署が設けられている。

知的財産権は、関税法 1998 年第 20 号（「関税法」）第 41 条により定義されており、それによれば「効果的な関連法規に基づき保護の対象となる知的財産権を侵害する輸入品は、次の原則に従って流通を禁止される。

本条の規定の実施上、次の語は、次に定める意味を有する。

1. 知的財産とは、著作権、著作隣接権、商標、特許、集積回路の回路配置、未開示情報、意匠、モデル、地理的表示をいう。
2. 管轄裁判所とは、関連法規に従って通常管轄裁判所をいう。

ヨルダン関税法第 41 条によれば、侵害品は、ヨルダンへの入国を禁止される。第 41 条は、輸入された侵害品に関する一連の措置を列挙している。具体的に言うと、関税法第 41 条（D）による差押え及び権利者への通知である。同条は、次のように定めている。

「税関長又は税関長により正当に権限が与えられた税関職員は、明確な証拠に基づき、著作権侵害及び商標の模倣の場合に、知的財産権の侵害があると確信している場合は、商品の通関及び解放手続を停止することができる」

ここで、関税法第 171 条が、税関職員は、その任務を遂行している最中は、その専門分野の範囲内で、司法官とみなされると定めていることに言及すべきであろう。

侵害品を含んだ積荷が輸入された場合は、その積荷は差し押さえられ、税関職員は、通関及び解放手続を停止して、その旨を権利者に通達することになるだろう。

税関の権限は、ヨルダン全域と、アカバ経済特別区庁（ASEZA）が管理するアカバ（Aqaba）を除く全ての国境に及ぶ。税関に登録された商標に与えられる特権及び保護は、輸入品の真正性を検証する目的で、ヨルダンに入国する商品に対して税関が検査

を実施することを認めている。商品の真正性に関して何らかの疑義が生じた場合、税関は商品を差し押さえ、その商品について登録されている法定代理人に通告することになる。この当局への登録は、その商標が有効である限り、効力を維持する。

アカバ経済特別区庁 (ASEZA)

アカバ経済特別区庁は、三大陸の交差路に所在し、アカバ経済特別区は、投資家と観光客に等しく上質の目的地となっている。ASEZ は、地域市場と国際市場への戦略的に包括的なアクセスを提供しており、ビジネス機会や質の高いライフスタイルを促進している。

アカバ経済特別区庁 (ASEZA) は、自律的な運営・規制・開発機関である。全ての関連事業に統合されたサービスと援助を提供し、ASEZA の準拠法規をすべて公表するよう確保している。ASEZA は、特に省の担当委員 6 名で構成される委員会を通じて、永続的にオープンガバナンスに尽力する。

アカバがヨルダン領域への通関手続地で唯一の海港であることを踏まえれば、ASEZA への登録は特に登録商標の保護において有用となる可能性がある。

ASEZA への登録によって、この地区に輸入された模倣の疑いのある商品について登録されている法定代理人を通じて、商標権者に対し通告することが可能となる。さらに ASEZA に登録されている商標には、それが登録商標であることを証明する登録証が与えられる。もっとも、ヨルダン税関とは異なり、ASEZA への登録では毎年更新する必要がある。

上記の機関のいずれかへの登録は、それによって与えられる保護範囲を他の機関にまで広げるものではない。これは、アカバ経済特別区が、個別の分化した一連の法律の支配を受ける他のヨルダン領域のいずれの区域からも独立しているからである。したがって、国内の全ての通関手続地を含むより広い範囲に保護が及ぶことを確保するために、商標を両方の当局に登録しておくことが推奨される。

上記の機関への登録には、次の文書が必要となる。

- 法定代理人を任命する適法に公証された委任状
- 関連商標の登録証の認証謄本

- 商標のソフトコピーを含む CD

財務省ヨルダン税関密輸対策局 (Anti-Smuggling Directorate)

ヨルダン税関に帰属する密輸対策／執行局は、関税及び諸税の支払いを避けるためにヨルダンに密輸された商品を摘発することに取り組んでいる。

執行局の職員が、不法にヨルダンに入国した商品を発見すると、その商品の真贋を確認するために、商品サンプルが知的財産保護部門に移送され、そこからそれに対する処置を求めて法定代理人に通告がなされる。

執行局は、その商品と輸入者を関税裁判所に移送する権限を有する。

密輸に課される刑罰は、罰金刑であり、政府に支払われなければならない。

公安局 (PSD) 犯罪捜査部の知的財産保護部門

知的財産保護部門は、公安局の犯罪捜査部のもとに 2006～2007 年に設置された。

法律のバックグラウンドを持つ有能な警察官が、インターネット販売と実店舗の両方で活動する知的財産部門に配属され、保護の対象となる知的財産権の侵害を監視するために、定期的に市場を訪れている。

この警察官は、侵害を行っている店舗の摘発を行い、侵害疑義品のサンプルを押収し、侵害者を逮捕して、管轄裁判所に移送することもできる。

さらにこの警察官は、国立図書館及び JSMO の他の職員が摘発を行う際に参加する支援チームの役割を果たす。

ヨルダン規格・度量衡庁 (Jordan Standards and Metrology Organization/JSMO)

ヨルダン規格・度量衡庁 (JSMO) は、1994 年の規格・度量衡法第 15 条 (2000 年の法律第 22 号及びその改正に従って修正された) に従って財務上及び管理上の自律を

有する機関として設置された。それ以前は、この機関は、産業貿易省の局の一つであった。同法は、**JSMO** が追求すべき主な目的について次のように規定している。

1. 受け入れられている国際慣行に基づき規格及び度量衡に関する国内制度を採択すること
2. 規格、度量衡、適合性評価及び試験所認定の分野において学術的及び技術的動向に対応すること
3. 商品、製品及びサービスが、機関がその目的で採択した技術規則に確実に従ったものとなるように、王国の国民の健康と安全、環境の保護を確保すること
4. 国内市場及び国際市場における競争力を高め、ひいては国内経済を支援するために、適切なヨルダンの規格を採択することを通じて、国内の商品、製品及びサービスの品質を確保すること

知的財産権の侵害を発見するために、税関職員と協力し合って国境においてまた市場において活動する特別部署が模倣対策部の名称で設置された。

JSMO の職員は、その職務の遂行において、その専門分野の範囲内において司法統制官とみなされる。

この部署の主な任務

1. 適合性評価書類の検証
依頼人から提出された適合性評価書類の有効性の確認
2. 商標の検証
製品ラベルに付された商標の検証

国立図書館は、国内の文化的産物の保管とその公衆への紹介において重要な役割を担っている。多くの国が国立図書館の重要性を認識しているが、国立図書館を国にとって不可欠なものであり、文化的優先事項の最上位にあるものだとみなしている国もある。またヨルダンを含め、全ての国が、情報の保管と、それらを利用可能にし、著作権や知的財産を保護することが、研究者や将来の世代について優れた管理、開発及び進歩させるための基本となることを広く認識している。ヨルダン政府は、この問題を認識し、あらゆる種類及び形式の国内の知的産物を保護するために 1994 年に国立図書館を設置した。

この局の主な目的及び任務：

1. ヨルダン国内外に由来する国内の知的産物を保管し、整理し、公衆に紹介すること
2. ヨルダン国家遺産、特にアラブ世界、アラブ文明及びイスラム文明、人類遺産全般に関連する書籍、原稿、定期刊行物、写真、記録、録画テープ、その他の素材を収集し、保管すること
3. 省庁、公的部門及び機関から政府文書を収集すること。ヨルダン関連の文書及び民間文書をこの規則の規定に従って保管し、整理し、公表すること。
4. 著作権法及び寄託規則に従って、寄託義務を履行すること
5. 全国書誌及び統合目録を発行すること
6. 専門の客観的な目録、書誌を発行し、その利用を促進すること
7. 公立図書館の管理者及び調整者としての役割を担い、図書館や図書館サービスが改善されるよう図書館業務の規格を決定し、図書館の新設計画を立てること

8. 国立図書館局の目録から恩恵を得る研究者や学習者のために情報や図書館サービスを導入すること
9. 全国的に、またアラブ世界及び国際的に、コピーサービスや相互貸出サービスを導入すること
10. ヨルダン国内外での書籍や文献の展示会を実施・参加するほか、図書館及び文書化に関連する会議、セミナー、ワークショップを開催すること
11. ギフト制度を計画し、ヨルダン国内に修正者（rectifier）を配置し、図書館や他の国際財団・アラブ財団とのギフト及び相互交流の取決めを承認・執行すること
12. アラブ諸国、イスラム諸国及び外国の国立図書館及び記録保管センター、並びに図書館及び文書化の領域における専門機関と協力すること

国立図書館の職員は、専門知識の範囲内において司法統制官とみなされるので、摘発活動を行い、侵害の疑いのある複製物を押収し、侵害者を管轄裁判所に移送する権限を有する。

産業貿易省（MIT）産業財産保護局

産業貿易供給省は、その長い歴史の中で様々な名称で知られてきた。貿易省、経済貿易省、国家経済省と呼ばれ、1975年以降は産業貿易省という名称に落ち着き、現在もこの名称で呼ばれている。

1998年の法律第18号によれば、産業貿易省は、産業を業種別に規制し、それを内規に従って分類登録し、産業の発展及びその競争力の向上に関する計画及び研究の準備をする責務を有する。

また産業貿易省は、国内貿易及び外国貿易を規制し、それらを監視し、ヨルダン国とその国民の利益を保護する研究及び取決めの準備をする任務も負っている。

産業貿易省の国家目標

- ヨルダン経済を発展、繁栄させ、地域及び世界市場に開かれたものとなるようにすること
- 国家経済が増大しているヨルダンの労働者を吸収できるようにすること
- 行政の運営が財務的に安定し、中央及び地方レベルで透明性があり、かつ説明可能となるよう強化すること

制度上の目標

- 経済及び投資活動にとって刺激的な環境となるよう貢献すること
- 商業的及び工業的な実績を最大化すること
- 国内及び外国の貿易と統制を構築すること
- 消費者及び企業部門の権利を保護するための制度を策定し・活性化させること
- 研究、開発及びイノベーションを奨励すること

産業財産保護局

創造性と人間の発明の保護の基礎として、産業その他の商業活動への適切な投資環境を確保する目的で、特許、商標、意匠、集積回路の保護をするための産業財産に対するニーズが追求された。産業財産保護局が、商標、特許、意匠、集積回路の登録に関連する全ての事項について監督の役割を担い、現行法に従って十分な保護を行う目的でそれらの目録を作成しているのは、この理由からである。また産業財産保護局は、知的財産を取り扱う国際機関とのあらゆる協力の取組みも扱っている。

産業財産保護局の部門

1. 商標登録部門
2. 特許登録部門

3. 意匠&モデル
4. 登録後部門
5. 事案部門
6. 支援部門

以下は、2016年のヨルダンにおける知的財産権登録に関する統計である。

商標

登録商標	予備的承認	出願の取下件数	外国人による出願件数	内国人による出願件数	年
6391	6051	1299	3896	2796	2016年（～11月30日）

特許

外国人の登録特許件数	内国人の登録特許件数	国際出願人による出願件数	内国人による出願件数	年
101	6	226	22	2016年（～11月30日）

意匠及びモデル

予備的承認	出願件数	登録件数	年
72	92	85	2016年（～11月30日）

登録後部門

商標許諾の利用	取消	名義及び住所変更	譲渡	更新	年
99	181	1231	1182	3874	2016年（～11月30日）

5. ヨルダンの司法制度及び知的財産保護に係る裁判所

(a) ヨルダンの司法制度

司法は、ヨルダンの法律の解釈及び適用に責任を負う。政府の一部局であり、その主な目的は、法の下での平等を確保することにより人々に奉仕することである。効果的な司法制度は、誠実性及び平等性の価値及び重要性、並びに均等な機会を設定し、ヨルダン憲法が定め、国の規則及び規制が保証する国民の権利と自由を維持する価値を認める。

ヨルダン憲法の第 27 条は、以下のように定めている。

「司法権は独立し、異なる種類、範囲の裁判所により行使される。全ての判決は、法律に従ってなされ、王の名により言い渡されるものとする」

ヨルダン憲法の第 97 条から第 102 条は、以下の通り定めている。

第 97 条：

「裁判官は独立であり、その司法上の権能の行使において、法の権威以外のいかなる権威にも従わない」

第 98 条：

「1- 民事及びシャリーア裁判所の裁判官は、法の規定に従って、勅令によって任命され、解任される。

2- 法務協議会は法により設置される。法務協議会は、民事裁判官に関連する事項について責任を負う。

3- 本条の第 1 項に従って、法務協議会は、法の規定に従って、民事裁判官を任命する独占権を有する。」

第 99 条：

裁判所は次の三つのカテゴリに分かれる。

- 1) 民事裁判所
- 2) 宗教裁判所
- 3) 特別裁判所

第 100 条：

「様々な裁判所の設立、その範疇、その区分（division）、その管轄権及びその運営は、特別法により行うものとする。ただし、そのような法が、高等法院の設置を認めており、行政法制が2つの審級によるべきことを定めていなければならない」

第 101 条：

- 1) 裁判所は、あらゆる者に開かれ、裁判所の事項に関してはいかなる介入からも自由である。
- 2) 一般市民は、裁判官全員が一般市民でない裁判所における刑事訴訟では審理されることができない。ただし、反逆、スパイ活動、テロ活動、薬物犯罪及び通貨偽造の犯罪を除く。
- 3) 裁判所の審理は、裁判所が公共の秩序又は道徳のために非公開とすべきであると判断する場合を除いて、公開されるものとする。全ての事案において、評決は、公開法廷において言い渡される。
- 4) 被告は、有罪が証明されるまでは無罪とする。

第 102 条：

「ヨルダン・ハシェミット王国の民事裁判所は、民事及び刑事のあらゆる事項においてあらゆる者に対して管轄権を有する（政府により又はこれに対して提起された事案を含み、憲法又は現在有効なすべての法律の規定により、宗教裁判所又は特別裁判所の管轄権に該当する事項を除く）」

(b) 裁判所

➤ 民事裁判所

ヨルダンの民事裁判所は、特別裁判所の管轄に含まれない全ての民事・刑事事項の審理を行っている。民事裁判所制度は、昇順に、治安判事裁判所、第一審裁判所、控訴裁判所、上級行政裁判所、そして最高裁判所（Court of Cassation）で構成されている。

➤ 治安判事裁判所

治安判事裁判所は、判決が2年以下の軽罪又は犯罪などの軽犯罪事項、訴額が750ヨルダンディナール（約1000米ドル）以下の民事事項に対して管轄権を有する。

➤ 第一審裁判所

第一審裁判所は、より重大な民事及び刑事問題について管轄権を有する。損害額が750ヨルダンディナールを超える民事事件及び刑罰が2年を超える可能性のある拘禁刑である刑事事件を審理する。これらの裁判所は、治安判事裁判所での限定的だが軽犯罪事件からの上訴機能も果たしている。第一審裁判所では、刑事問題は二人の裁判官による合議体により審理され、民事問題は一人の裁判官によって審理される。

第一審裁判所に含まれるのは、重犯罪裁判所である。その管轄権は、3年を超える刑が言い渡される可能性のある特定の重大犯罪に限定される。この裁判所での事件は、三人の裁判官による合議体により審理され、控訴は直接、最高裁判所に行われる。

➤ 控訴裁判所

控訴裁判所は、第一審裁判所及び治安判事裁判所からの控訴の全てを審理する。米国の控訴裁判所とは異なり、これらの裁判所は、最初からの見直しを適用している。三人の裁判官による合議体は、上訴されたそれぞれの事件における事実及び法律の問題を再審理することができる。

➤ **最高裁判所**

最高裁判所は、最終上訴裁判所であり、重罪事項及び 500 ヨルダンディナール（約 700 米ドル）を超える民事判決に関する上告を審理する。裁判所は、その任意の裁量権により他の事件を審理することもできる。また下位の裁判所間の管轄争いに関する決定も行う。事件は 5 人以上の裁判官により審理される。

➤ **宗教裁判所**

ヨルダンの宗教裁判所は、個人的な問題に対してのみ管轄権を有する。こうした問題には、婚姻や離婚、子どもの監護権、養子縁組及び相続の問題など家族法の分野が含まれる。主要な宗教集団はそれぞれが独自の宗教法を管理している（例えば、イスラム教徒の市民であれば、シャリーア裁判所制度が利用され、一方、キリスト教の宗派には、同様の目的を満たすための宗教審議会がある）。例外の 1 つが相続法である。相続法については、その家族の宗教の宗教裁判所の管理を受けるとはいえ、シャリーアの原則に支配される。

➤ **特別裁判所**

ヨルダンの他の裁判所の管轄権は、専門又は特定のものに限定される。軍事裁判所は、軍人の関与する違反行為及び国家安全保障上の犯罪（密輸、公務員の収賄等）を扱う。土地問題解決裁判所（land settlement courts）は、無登記の土地に対する申立てを管理する。所得税裁判所は、資産評価を巡る紛争を扱っている。関税を巡る紛争についても、第一審裁判所及び控訴裁判所がある。

法務協議会について

法務協議会は、ヨルダンの司法部門の権限及び独立の増強を目指す最近の憲法改正を支援するために設置された。法務協議会の存在は、三権分立に従った民主主義社会を創設することの重要性をさらに高めている。

ヨルダンの法務協議会は、司法の最高行政機関であり、雇用、規律、説明責任、輸送、昇進、融資、責務（mandates）、退職に関連する事項について国内の全ての裁判官の業務を監督する法的権限を有している。

法務協議会は、政策策定機関として、ヨルダンの司法の発展を強化する。法務協議会の主な役割は、訴訟手続、司法制度や公訴に関連して法制に関する立案を提出することにより、司法による法規案の作成を手伝うことである。ヨルダンの法務協議会は、11人の裁判官から構成される。これには、次の者が含まれる。

- 議長：最高裁判所の長官
- 副議長：最高司法裁判所の長官（President of the Supreme Court of Justice）
- 最高裁判所の公訴局の局長（President of the Public Prosecution of the Cassation Court）
- 最高裁判所の最年長の裁判官 2名
- アンマン、イルビド、マアーンの控訴裁判所の所長
- 通常裁判所の上席監査官
- 法務省事務局長（Secretary General）
- 第一審裁判所の所長

協議会の議長の招請により、法務協議会は、アンマンの司法官（Palace of Justice）にある最高裁判所において、議長の決定に従って会合を開く。会合が法的なもの認められるためには、各会合には、法務協議会のメンバーが最低7人参加することを要する。法務協議会の決定は、意見の一致又は全メンバーの絶対多数を達成することによりなされる。ただし、表決同数の場合には、最高裁判所から最年長の裁判官が協議会に参加し、投票権を持つメンバーとして加わる。

法務協議会の議長が欠席の場合、副議長は議長の役割を引き受け、必要な要件を満たす。議長も副議長も欠席のときは、最年長のメンバーが引き継ぐ。公訴局の局長が会合に出席できなかった場合、アンマンの主席検察官がその代わりを務める。最高裁判所のメンバーが欠席の場合、最年長で対応できるメンバーがその代わりとなることができる。最後に、控訴裁判所の査察官又は所長が欠席の場合は、次に年長のメンバーが代わりを務める。

6. 税関による知的財産エンフォースメント（執行）

(a) 準拠法

- ✓ 関税法 1998 年第 20 号及びその改正
- ✓ 商標法 1952 年第 33 号及びその改正
- ✓ 商品標章法 1953 年第 19 号及びその改正
- ✓ 不正競争・営業秘密法 2000 年第 15 号

(b) 差止めの対象となる模倣品

以下を除く、知的財産権の侵害となり得るあらゆる種類の商品

1. 非営利的性格の少量の商品
2. 旅客により持ち込まれる又は小包に入れられた私物及び贈り物
3. 通過中の商品（通過品）であり、これには、自由貿易地区に保管され、通過申告により整理される商品が含まれる。
4. 原産国での商品の市場への流通が権利者又はその同意を得て行われたこと

(c) 税関での知的財産権の登録制度

税関への登録は、ヨルダンにおいて知的財産権を行使するための最も有効な手続の一つである。

ヨルダンで初めて導入されたこのサービスは、商標権者に対して、ヨルダンの産業貿易省に登録された商標を税関に記録することを通じて、自己の商標と同一の又は類似する商標若しくはロゴの付された商品の無断での輸入からの保護を与えている。

前提要件として、商標の権利者は、まずはヨルダン産業貿易省に自己の商標を登録し、次に、税関に商標を記録させる必要がある。

この記録に基づいて、ヨルダンの国境地点の全ての税関の税関職員は、真正な商標と類似又は同一の商標を付していると判断された商品を停止し、差押えする権利を有する。

侵害疑義商品については、税関は、代理人を通じて真正な商標権者に通知し、通知の日から 8 日（延長不可）以内に、問題となっている商品のヨルダンへの

輸入に責任を有する者に対して法的措置を講じる。それが行われない場合、税関は、それらの商品を解放しなければならない。

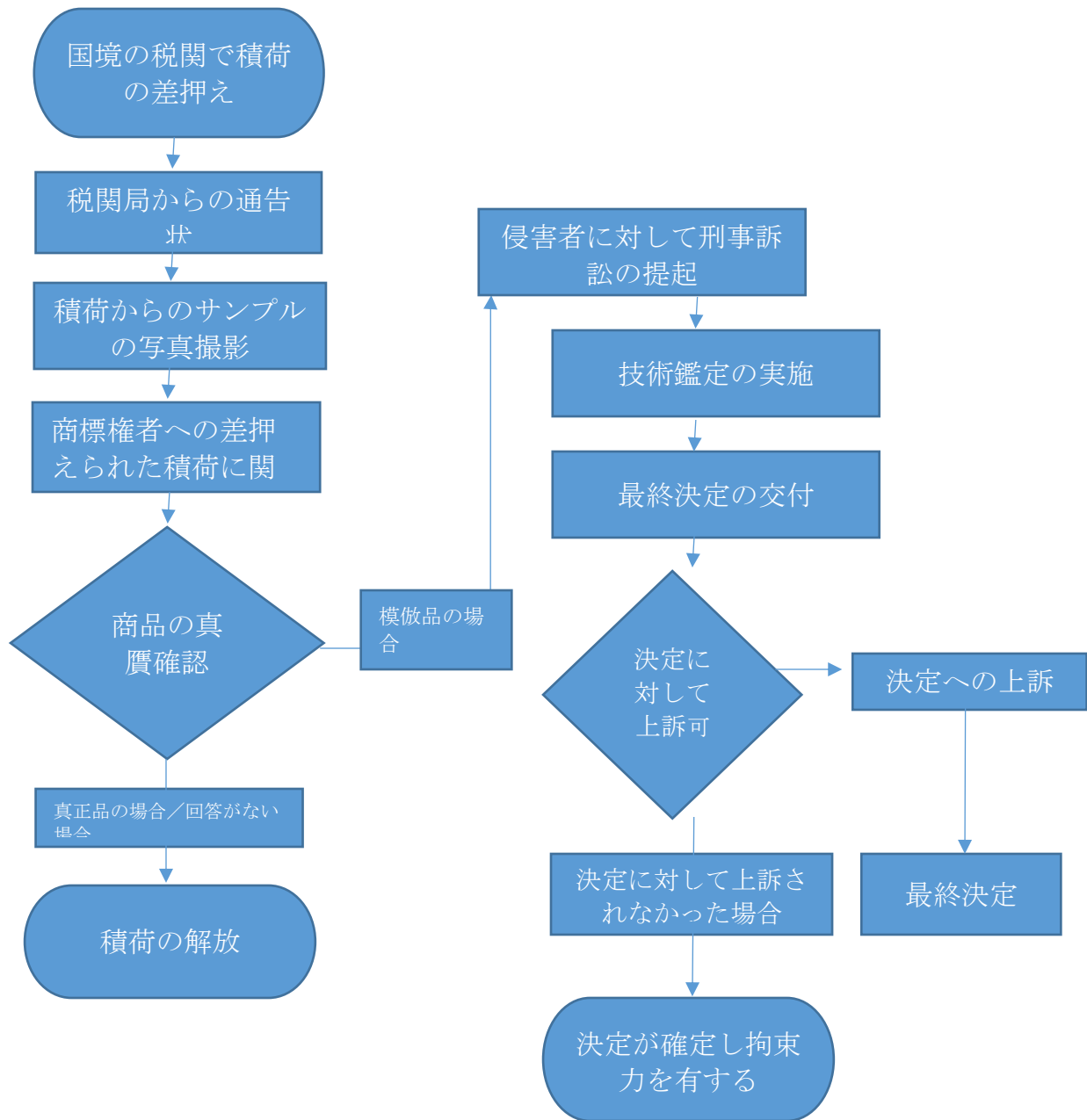
記録手続は非常に簡素であり、記録の要件は以下の通りである。

- ヨルダン大使館で正式に公証及び認証された委任状
- ヨルダンの商標登録証の認証謄本
- 依頼人の商標の付された商品のカラー写真
- 真正品の輸出国に関する有用な情報及び現地代理人の氏名・名称

(d) 差止請求手続

- 1) 積荷に模倣品が含まれる可能性があること、又は商品が原産国から発送されていないこと又は独占代理業者又は販売業者により輸入されていないことについて受けた事前の通知に基づき、税関職員が積荷について侵害を疑う場合は、積荷のサンプルを税関の知的財産保護部門に移送する。
 - 2) 積荷が一時的に差押えられ、法定代理人からその商品が模倣品又は真正品のいずれであるかについて回答を受け取るまでは、通関手続は停止される。
 - 3) 商品が真正品である場合、積荷は解放されるが、模倣品である場合には、法定代理人は刑事訴訟を提起し、必要な補償金を供託した上で、これに関する最終判決が出されるまでの積荷の差押えを命じるよう裁判所に申立てることになる。
 - 4) 裁判所命令によると、税関は、最終決定が出されるまではその保管庫に積荷を保管する。
- 手数料は以下の通り（報告書を執筆した事務所の一例）。
 - 1) 弊所の手数料は 4500 米ドルである。
 - 2) 商標登録証の認証謄本の取得、登録証 1 通当たり 100 米ドル
 - 3) 委任状の翻訳、100 米ドル

- 4) 裁判所により任命された鑑定人の作成する報告に対する鑑定手数料 約
200 米ドル
- 5) 上記のすべてに付加価値税 16%が加算される。



(e) 税関における情報共有（例えば、データベース）

- 産業貿易省のデータベース
- 記録されている商標に関するヨルダン税関データベース

(f) 税関による実際の水際取締り

税関が、製品の形状又はその中身のいずれかに関して、著作権の侵害及び商標の模倣について知的財産権の侵害を伴う商品であると税関職員に全面的に確信させるような明確な侵害の兆候及び証拠を伴う商品を受け取った場合、次の手続が適用される。

- 1) 従業員は、その製品、商品の原産国、輸出国、輸出者及び輸入者の氏名・名称、その者がその商品について検知した侵害の兆候及び証拠に関して商品の全ての詳細を含め、記録を整理し、その記録を税関職員に引き渡す。
- 2) 税関職員は、自身に付託された記録を検討し、自身で侵害疑義商品を検査し、税関職員が侵害の存在を確信した場合は、その記録を受理した日から24時間を超えない期間内に通関及び解放手続を停止する。
- 3) 税関職員は、通関及び解放手続の停止について書面により輸入業者又はその法定代理人に通告する。
- 4) 税関職員は、通関及び解放手続が停止された日に、書面により、商品に関する全ての情報及び侵害の存在を確信している理由を明らかにして、税関の管轄部門に侵害事件を通知する。
- 5) 管轄部門は、第41条(B)に基づき出された停止の決定を検討し、これに関して関係当事者（商標登録官、国立図書館局）と調整を図る。停止の決定が確認されると、管轄部門は、関係する権利者又は王国内にいる法定代理人に対しても、書面により、可及的速やかに、その住所が税関に知られ

ている場合には、3日以内に、停止の決定について知らせる。しかし、停止の決定が関連法規を遵守していない場合は、税関に対し停止の決定の取消しを直ちに通知し、商品はリリースされる。

- 6) 管轄部門は、知的財産権の侵害の存在を申立てる知的財産権者に対し、第41条(D)に含まれるそれぞれの権限の行使における税関の任務を推進するために、各事例に応じて、特定の様式に記入して、侵害品に関する全ての情報を記載することを許可することができる。
- 7) 権利者が、第41条(E)の規定に従って通知された日から8日以内に、税関に対して訴訟を提起した旨を通知しない場合は、関税法及び関連法規に基づき、商品がリリースされる。
- 8) 第41条の規定は、権利者の住所が部門に知らされていない場合には、適用されない。

(g) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案

経験上、失敗するか成功するかは、以下に関する証拠など、訴訟事件において侵害の証明のためにどれほど十分な準備ができていたかによって決まる。

- 1) 真正な商標と侵害商標の間の混同するほどの類似性
- 2) ヨルダンにおける関連する知的財産権の登録証
- 3) 権利者又はその代理店が用意した侵害を確認する鑑定書

7. 警察による知的財産エンフォースメント

(a) 準拠法

- ✓ 商標法 1952 年第 33 号及びその改正
- ✓ 特許法 1999 年第 32 号及びその改正
- ✓ 不正競争・営業秘密法 2000 年第 15 号
- ✓ 意匠及びモデル法 2000 年第 14 号
- ✓ 著作権法 1992 年第 22 号及びその改正
- ✓ 刑法 1960 年第 16 号及びその改正、最後の改正は 2011 年の法律第 8 号による
- ✓ 治安法 1965 年第 38 号

(b) 差止めの対象となる模倣品

知的財産権の侵害となり得るあらゆる種類の製品及び／又はサービス

(c) 摘発の手続

- 1) インターネットサイトからの注文により、又は、市場の調査中のいずれかにより警察官が情報を入手する。
- 2) 警察官はチームとして働き、積荷の配達者又は侵害の疑いのある店舗で働く者を逮捕する。
- 3) 次に、サンプルを押収する。
- 4) 関連する知的財産権の法定代理人又は知的財産エージェントに連絡を取り、侵害疑義品の真贋を確認する。
- 5) 商品が模倣品の場合には、警察官は、事件簿と侵害者を管轄裁判所に移送する。

(d) 実際の警察の活動

- 1) 秩序及び治安を維持し、生命、名誉、財産を保護する。
- 2) 犯罪予防、犯罪者の発見・逮捕に尽力し、裁きを受けさせる。
- 3) 刑務所を所管し、受刑者を監視する。

- 4) 法規と官命を適法に執行し、法規に従って、公権力がその権能を履行するために必要な援助を行う。
- 5) 持主不明の紛失された金銭を預かり、法規に従ってそれを処分する。
- 6) 道路交通を監視し、規制する。
- 7) 道路上及び公共の場所における市民による集会及び行進を監督する。
- 8) 有効な法規により課されたその他の義務を履行する。

(e) 刑事訴訟手続

1. 犯罪捜査部から、ある店舗の摘発を行ったこと及び特定の商標の付された侵害疑義品を没収したことについて伝える通知書を受け取る。
2. 犯罪捜査部に出向いて、没収された製品のサンプルの写真を撮影する。
3. 商標権者に対しその旨を伝え、商標権者は、写真を検討し、8営業日以内に製品の真贋の確認をする。
4. 商標権者とその製品が模倣品であることを確認した後で、措置を講じることを希望する場合は、そのようにする。
5. 委任状の翻訳を行い、関連区分について商標登録証の認証謄本を入手する。
6. 侵害者に対して刑事訴訟を提起したい旨を記載した書状を送付することにより、犯罪捜査部に依頼人の決定を伝える。
7. 犯罪捜査部から通告書を受領したこと、そして依頼人が侵害者に対して刑事訴訟を提起することを希望している旨の宣誓証書を法定代理人から犯罪捜査部に提出する。
8. 犯罪捜査部は、侵害者を連行し、事件簿を管轄の検察（security station）に移送する。

9. 検察で宣誓証書を確認する。
10. 検察が、管轄裁判所において侵害者に対して提訴する。
11. 裁判所において宣誓証書を確認する。
12. 40回以上の審理に出廷し、必要とされる全ての証拠を提出する。
13. 裁判所は、通常は、判決を鑑定書に基づいて出すため、技術鑑定を行うよう求める。
14. 裁判所は、最終判決を出す。この判決に対して、侵害者は、控訴することができる。
15. 侵害者がこの決定に控訴しない場合、判決は確定し、拘束力を有するものとなる。
16. 侵害者が判決に控訴する場合、控訴裁判所の最終判決を待ち、それに基づき、代理人は別の最終判決が出されるまでさらに審理に出廷することができる。

(f) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案

経験上、犯罪捜査部が失敗するか成功するかは、警察官が作成した捜査ファイル次第である。

8. ヨルダン規格・度量衡庁（JSMO）による知的財産エンフォースメント

(a) 準拠法

- ✓ 商標法 1952 年第 33 号及びその改正
- ✓ 特許法 1999 年第 32 号及びその改正
- ✓ 不正競争・営業秘密法 2000 年第 15 号
- ✓ 意匠及びモデル法 2000 年第 14 号
- ✓ 著作権法 1992 年第 22 号及びその改正
- ✓ 規格・度量衡法 2000 年第 22 号
- ✓ 刑法 1960 年第 16 号及びその改正、最後の改正は 2011 年の法律第 8 号による

(b) 差止の対象となる模倣品

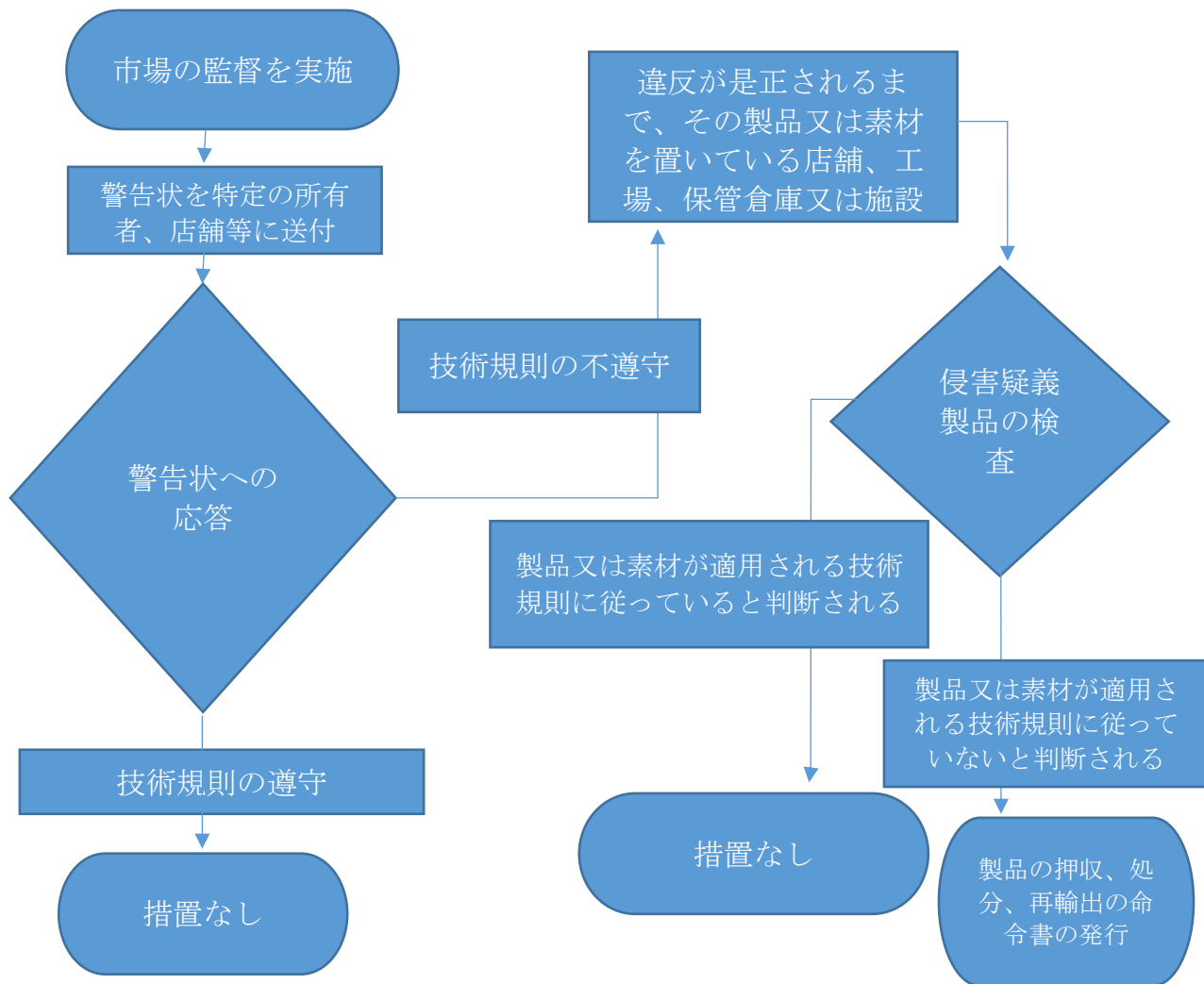
知的財産権の侵害となり得るあらゆる種類の製品

(c) 摘発（レイド）のための手続

- 1) JSMO は、技術規則に適合しないと判断された製品の生産者又は所有者に対し、書面による通知を送付し、機関により指定された期間内に製品を適合させるよう求める。
- 2) 本条 (a) にいう製品又は素材の生産者又は所有者が指定期間内に JSMO の交付した技術規則に従わない場合、議長は、長官（Director General）の勧告がある場合、違反が是正されるまでの間、その製品又は素材が置かれている店舗、工場、倉庫又は施設の閉鎖を命じる。
- 3) 製品又は素材が、JSMO の交付した適用される技術規則に従っていない場合、長官は、書面による命令を出し、その製品を押収、処分若しくは再輸出すること、又はその製造について技術規則に従うものとなるように変更する。

- 4) 議長は、長官の勧告がある場合、違反が是正されるまでの間、公的環境保護機関の交付した環境技術規則に従っていない工場の閉鎖を命じることを許諾する。

- 5) 店舗、工場、保管倉庫又は施設で発見された不法な測定機器を押収する。



(d) JSMO の実際の活動

法令により、JSMO は次のことに責任を有する。

1. 全ての商品、製品、サービス（医薬品、薬物、獣医薬、血清、ワクチンを除く。）に関する規格及び技術規則の交付、承認、再検討、修正及びその実施状況の監視。
2. 国内の測定システムの確立及びその実施状況の監督
3. 測定器及び測定慣行の較正、管理及び監督
4. 測定器の較正に必要な国家測定規格（エタロン）及び基準測定規格の承認
5. 貴金属や宝石の質の管理（それらの検査及びスタンピング）
6. 品質マークを含む適合性保証書の付与
7. 試験及び較正機関及び認定団体の認定
8. 政府機関及び学術機関の国内にある施設を活用し、この機関の目的達成及びその機能と権限の行使を実現させる。
9. 品質マーク、試験所認定証、その認定証の交付機関の権限を含め、適合性保証の相互認定について、地域的及び国際的な組織や団体との取決めの締結
10. 規格化、度量衡、品質、適合性の評価と認定に携わる地域的及び国際的な組織や団体との協力及び調整。これには、そのような組織や団体のメンバーとなることも伴う。

11. 地域組織及び国際組織の規格、技術規則、ガイドライン、提言については、アラビア語又は英語で発行されているものは、必要に応じて受容し、採択すること
12. この機関及び他の組織の発行した規格及び技術規則で承認済みのものの出版物その他の印刷物の普及

(e) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案

JSMO は、近年、運用を変更し、模倣品の調査・押収等に関し、代理人を介さずに直接商標権者とコミュニケーションを取ることにした。

JSMO によると、押収した模倣品は、環境への問題がなければ原則として廃棄している。廃棄により環境への問題が生じる場合には、製造国へ送り返している。

9. 司法救済（民事訴訟）

(a) 準拠法

- ✓ 民法第 43/1976 号
- ✓ 不正競争・営業秘密法第 15/2000 号

(b) 裁判手続、管轄権及び訴訟費用

- 主張陳述書（lawsuits statements）の提出
- 請求した賠償金の 3%の関連手数料と委任状提出の手数料として約 60 米ドルの支払い
- 最初の審理の設定
- 出廷
- 訴答及び覚書の提出
- 全ての証拠の提出後、裁判所は判決を出す。この判決は、控訴裁判所への控訴の対象となる。

(c) 証拠集め

相手方の行為によって損害を被ったことを証明するために、民事訴訟では証拠集めを行う。以下について損害を証明する必要がある。

- 1) 関連する知的財産権の正当な権利者が保護の対象となる知的財産権の登録及び市販をするために支払った費用などの**直接損害及び経費**。
- 2) **逸失利益**（正当な権利者が署名する必要があったが、市場に模倣品が存在したために、この取引が成就しなかった販売契約など、相手方の不正行為／違反を原因として権利者により取得されなかった利益をいう）。
- 3) 模倣品が市場に流通しているその同じ期間の原告の売上が減少したことを示す原告の財務諸表によって証明できる**顕著な売上の減少**。
- 4) 模倣品が真正品の名声に悪影響を与えたことを証言する**証人**

(d) 損害賠償訴訟

民事訴訟の過失は、裁判官に訴訟の取下げを検討する権利を与える。

(e) 典型的な成功例・失敗例、そこから導き出される提案

失敗するか成功するかは、以下に関する証拠など、訴訟事件において侵害の証明のためにどれほど十分な準備ができていたかによって決まる。

- 1) 直接損害及び経費
- 2) 逸失利益
- 3) 顕著な売上の減少
- 4) 目撃者

10. ヨルダンにおける知的財産保護及び模倣対策に関する NPO 及び NGO の概観

知的財産事項に関する以下の2つのNPOがある。

1. アラブ知的財産協会 (The Arab Society for Intellectual Property (ASIP))
2. アラブ諸国ライセンス協会 (The Licensing Executives Society- Arab Countries (LES-AC))

1. アラブ知的財産協会 (Arab society for intellectual property) (ASIP)

設立

この協会は、1987年2月23日に「Arab Society for the Protection of Industries (アラブ産業保護協会)」の名称でドイツのミュンヘンに設立された。アラブ世界から約142人の設立者が協会の構成者会議に出席した。この会議には、WIPOの事務局長、欧州特許庁の議長、国際工業所有権保護連盟 (International Federation for the Protection of Industrial Property) の事務総長も出席した。Talal Abu-Ghazaleh氏が、この会議の議長を務め、会議開催中に最初の理事会の選出が行われた。この理事会は、クウェート、エジプト、シリア、バーレーン、サウジアラビア、スーダン、イラクを代表する10名から構成された。

目的

- ASIPの構成員に職業上の資格を与えること
- 知的財産分野における学術研究を奨励すること
- 個々のアラブ諸国について知的財産法を策定し、それを国際的に標準化すること
- ASIPが国際的に適任の会員となるため、新規に国際的なカリキュラムを提供すること
- 最新の参考図書と職業上の基準をアラブの大学や知的財産協会に提供すること

- ASIP のメンバーに対し、その職業における新たな動向を着実に知らせることにより、継続教育という考え方を強化すること
- 教育用の書籍を発行し、セミナー、会議ほかの学会を開催すること
- 知的財産分野における新たな国際動向に関連して学術研究及び専門訓練を奨励すること
- 知的財産分野における新たな動向について、メンバーに助言をすること
- 知的財産という考え方を国際化し、この考え方を ASIP のウェブサイトで説明すること

2. アラブ諸国ライセンス協会（**The Licensing Executives Society-Arab Countries**）（**LES-AC**）は、ライセンス及び技術移転の問題に取り組むアラブ専門機関として 1997 年に「アラブライセンス・技術移転協会（**Arab Licensing and Technology Transfer Society (ALTTS)**）」の名称で創設された。この協会は、アラブ諸国の専門家や利害関係者に技術援助をすることを目的としていた。

その設立以来、この協会は、専門の国際主体の会員となることで国際認知を得るために、国際ライセンス協会（**Licensing Executives Society International (LESI)**）加盟を目指し尽力してきた。これらの努力が功を奏し、協会は、1998 年に米国マイアミで開かれた LESI の年次総会において加盟を果たした。この結果として、協会の新名称は、アラブ諸国ライセンス協会（**Licensing Executives Society – Arab Countries**）（**LES-AC**）となった。

LESI のメンバーとなることで、既存の国際的な取組みの恩恵を受け、専門知識を得るとともに、LESI メンバーである他国の協会の技術結果から学ぶことができた。

「母体」とみなされる LESI は、ライセンス供与及び技術移転の分野において国際協力を促す非営利主体である。この国際協会は、LES-AC を含む 32 の国家協会と地域協会で構成される。

LES-AC は、アラブ連盟の国々を代表している。アラブ世界においてライセンス供与、技術移転及び研究開発を専門とし、又は、利害関係を有する個人であれば誰でも会員となることができる。

目的

LES-AC は、次の目的を達成するために努力している。

- 非営利の専門教育団体としての役割を果たすために、国内及び国際ライセンスの供与、技術移転、知的財産権に携わる人々の高度な専門性と倫理を習得するよう促すこと
- ライセンス供与、技術移転、知的財産権に関連して、独学、特別な調査・研究の実施、研修コースの財政支援、関連する論文やレポートの発行、アイデアの交換を通じて、個々の会員がライセンス供与についての自身の技能やテクニックを向上・発展させる手助けをすること
- ライセンス供与、技術移転、知的財産権が経済的に重要であることについて、適切なメディアを使用して、実業界、政府団体、一般公衆に伝えること
- ライセンス供与、技術移転、知的財産権に関連する国際的及び地域的な研究を後援し、実施すること
- 協会の会員とそれ以外の者の中で生じる全ての紛争を仲裁により解決すること
- 会員が協会の目的に一致する活動を行う補佐をし、その活動を同様の目的を持つ他の団体の活動と調和させること

2006/2007 年にはヨルダン知的財産協会（JIPA）が活動していたが、現在は活動していない可能性がある。

ヨルダンでは、知的財産関連の問題の啓発は、通常、税関、JSMO、密輸対策局、犯罪捜査部の職員に対してワークショップや啓発セッションを実施することを通じて、知的財産機関が担っている。

12. 知的財産の保護に関連する政府機関の連絡先

❖ 財務省ヨルダン税務知的財産部門

電話番号: +962 6 4623186 / 2140 / 2138
ファクス: +962 6 4647513
郵送先住所: P.O. BOX 90 Amman 11118 Jordan
電子メール: customs@customs.gov.jo

❖ アカバ経済特別区庁 (ASEZA)

電話番号: +962 3 2091000
ファクス: +962 3 2091056
郵送先住所: Aqaba 77110 Jordan
電子メール: aldiwan@aseza.jo

❖ 税関密輸対策局

電話番号: +962 6 5159256
+962 6 5159265
電子メール: antismug@customs.gov.jo

❖ 公安局 (PSD) 犯罪捜査部の知的財産保護部門

電話番号: +962 6 (4602455 / 4602444)
+962 776 724 760
+962 797 123 015
+962 788 454 865
郵送先住所: P.O. BOX 935 Amman 11110 Jordan
電子メール: jenaee.dept@psd.gov.jo

❖ ヨルダン規格・度量衡庁 (JSMO)

長官: +962 6 5301231

コールセンター +962 6 5008080
ファクス: +962 6 5301249
住所: Dabouq area, #50 Khair Al-Din Al-Maani St-
(旧 yathreb St)
郵送先住所: P.O. BOX 935 941287 Amman - 11194 Jordan
電子メール: jsmo@jsmo.gov.jo

❖ 国立図書館局

電話番号: +962 6 (5662845 / 5662819 / 5662791 / 5662758 /
5662871 / 5662748 / 5662854 /
5662867)
住所: Arjan - Haroun Al Rasheed St.-Building No. 9
郵送先住所: P.O. BOX 6070 Amman 11118 Jordan
電子メール: nl@nl.gov.jo

❖ 産業貿易省 (MIT)

電話番号: +962 6 5629030
ワッツアップ: +962 78 0324 189
ファクス: +962 6 (5684979 / 5602135 / 5684692)
郵送先住所: P.O. BOX 2019 Amman 11181 Jordan
電子メール: Info@mit.gov.jo

13. 参照先

1. ヨルダン投資委員会
<https://www.jic.gov.jo/>
2. ヨルダン規格・度量衡庁
www.jsmo.gov.jo/
3. ヨルダン税関
<https://www.customs.gov.jo/>
4. AGIP - ヨルダン知財情報
http://www.agip.com/Agip_Country_Mainpage.aspx?country_key=50
5. アラブ知的財産協会
www.aspip.org/
6. ライセンス協会
<https://www.lesi.org/>
7. ヨルダン法務協議会
www.jc.jo/en
8. 貿易産業省
www.mit.gov.jo/
9. アカバ経済特別区庁
www.aqabazone.com
10. 世界知的所有権機関
www.wipo.int/

[経済産業省委託事業]

ヨルダンにおける
模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2017年4月発行

[作成協力]

Talal Abu-Ghazaleh Legal (TAGLegal)
Member of Talal Abu-Ghazaleh Organization (TAG Org)

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

本報告書は、日本貿易振興機構が2017年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。